

青森県重症心身障害児（者）を守る会

20周年記念誌



どんなに「障がい」が重くても、地域で人々とともに豊かに生きられる社会を目ざして

表紙の題字を寄せてくださった皆さま
(順不同)

佐藤	徳人	さん
丹藤	剛	さん
中川原	智枝	さん
藤根	亨	さん
和田	康汰	さん

守る会の基本理念（三原則）

- 一 決して争ってはいけない
争いの中に弱いものの生きる場はない
- 一 親個人がいかなる主義主張があっても、重症児運動に参加する者は党派を超えること
- 一 最も弱いものをひとりももれなく守る

親の憲章（親の心得）

（生き方）

- 一 重症児をはじめ、弱い人びとをみんなで守りましょう。
- 一 限りなき愛をもちつづけ、ともに生きましょう。
- 一 障害のある子どもをかくすことなく、わずかな成長をもよろこび、親自身の心をみがき、健康で豊かな明るい人生をおくりましょう。

（親のつとめ）

- 一 親が健康で若いときは、子どもとともに障害を克服し、親子の愛のきずなを深めましょう。
- 一 わが子の心配だけでなく、病弱や老齢になった親には暖かい思いやりをもち、励まし合う親となりましょう。
- 一 この子の兄弟姉妹には、親がこの子のいのちを尊しとして育てた生き方を誇りとして生きるようにしましょう。

（施設や地域社会とのつながり）

- 一 施設は子どもの人生を豊かにするために存在するものです。施設の職員や地域社会の人々とは、互いに立場を尊重し手を取り合って子どもを守りましょう。
- 一 もの言えぬ子どもに代って、正しい意見の言える親になりましょう。

（親の運動）

- 一 親もボランティア精神を忘れず、子どもに代って奉仕する心と行動を起こしましょう。そして、だれでも住みよい社会を作るよう努力しましょう。
- 一 親の運動に積極的に参加しましょう。親の運動は主義や党派に左右されず、純粋に子どものいのちの尊さを守っていきましょう。

第18回全国大会（1981年6月13日）にて採択

目 次

親の憲章・会の三原則	1
設立 20 周年を迎えて	
青森県重症心身障害児（者）を守る会 会 長 谷 川 幸 子	4
お祝いのことば 「設立 20 周年に寄せて」	
全国重症心身障害児（者）を守る会 会 長 北 浦 雅 子	6
全国重症心身障害児（者）を守る会 東北ブロック長 田 村 輝 雄	8
青森県	
知 事 三 村 申 吾	9
青森県教育委員会 教育長 中 村 充	10
社会福祉法人青森県社会福祉協議会 会 長 前 田 保	11
独立行政法人国立病院機構青森病院 院 長 和 賀 忍	12
独立行政法人国立病院機構八戸病院 院 長 藺 藤 順	13
青森県立あすなろ療育福祉センター 所 長 村 上 直 弘	14

青森県立さわらび療育福祉センター		
所 長	蝦 名 良 孝	15

青森県立はまなす医療療育センター		
園 長	盛 島 利 文	16

20年のあゆみ

年度ごとのできごと（1995～2016）	18
----------------------	----

トピック

1 学齢超過者の就学が実現	42
2 国立病院機構に新病棟完成（青森病院）	44
3 国立病院機構に新病棟完成（八戸病院）	46
4 医療療育センターから療育福祉センターへ	48
5 NPO法人設立	50

分会紹介	52
------	----

つぶやき	54
------	----

編集後記	56
------	----

20周年を迎えて

青森県重症心身障害児(者)を守る会
会 長 谷 川 幸 子



多くの皆様方の温かいご支援・ご協力のもと、当会は設立 20 周年を迎えることができました。歴代の会長・役員・会員を代表して、心よりお礼を申し上げます。

当会の設立は平成8年のことです。当時、県内の青森・弘前・八戸地区でそれぞれ活動をしていた仲間と、二つの国立病院の重症児病棟に入所している親たちが集まり、県支部が結成されました。それまで親たちは、各地域で細々と活動していたのです。我が子の将来を考えた時、不安な気持ちでいっぱいでした。全国守る会のご指導のもと、「守る会」という一つの組織になったことで、希望の光が見え始めました。

20 年前を振り返ると、青森県においても義務教育修了後の高等部への進学や、卒業後の通所先等、重症児者にとってはとても厳しい環境でした。会が発足したことにより、組織として行政に課題を提示し、よりよい方策をともに考えていくことができるようになりました。

実際、発足当時に比べると、卒業後の進路についてはかなり門戸が広がりました。しかし地域の格差はまだまだ見られます。特に下北地域は福祉の社会資源が不足しており、親たちは発足当時と同じ様な不安な気持ちを抱えています。また、医療再生計画により、県立施設のあすなろ・さわらび医療療育センターが、療育福祉センターと名称変更となり、医療を伴う重症心身障害児施設から福祉施設に転換となりました。そして、医療度の高い子どもたちは青森病院が担うことになりました。しかし、在宅で生活する重症児者が増えており、医療的ケアのある子どもたちの短期入所の場は不足しております。私たちは、今後も課題解決のために行政や関係方面に声を届けていきたいと思っております。

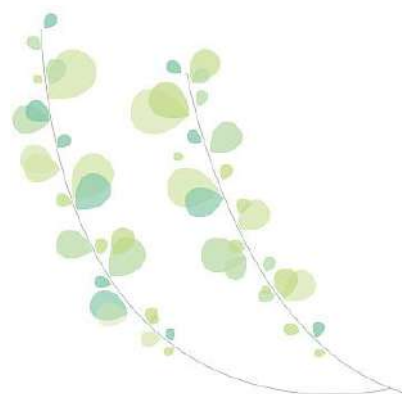
学校教育に目を転じると、現在、高等部への進学は希望すれば全員が入学できるようになりました。また、青森病院・八戸病院の学齢超過者の方々については、教育庁と懇談を重ねた結果、早期に希望者の義務教育入学が実現しました。2年間の義務教育修了後は高等部で3年間と、有意義な時間を過ごしており、本人たちの表情がとても豊かになったという声が家族や教員の方々よりたくさん聞こえております。重症児者に

は、長く丁寧な教育が必要であり、教育がもつ力を実感しました。関係者の方々に深く感謝いたします。

このように、福祉や医療、教育を巡る状況が目まぐるしく変わる中、子どもを守っていくには親はどのようにあらねばならないのでしょうか。物言えぬ子どもたちは、常に親の姿勢を問うているように思います。その道しるべとなるのは、全国守る会が発行している「両親の集い」です。北浦会長をはじめとする先輩の母親たちが、足が棒のようになるまで何度も国会議員の方々にお願いに歩いた活動が、今の施策につながっていることを学びました。守る会の三原則と親の憲章を学びました。そして、全国の仲間とつながることができました。活動を進めていく中で、親も育てられ、障害の子を授かった時の悲しみは、この子のお陰でという感謝の気持ちに変わってきました。

さて全国守る会のご指導のもと、今年の6月 18・19 日の2日間にわたり、ここ青森市において全国大会を開催することができました。支部結成 20 周年を経て、このような大きな大会で、全国の皆様と研修や交流を深められたことは、青森県守る会の会員一同にとって、これからの活動の大きな励みになりました。また、開催によって、青森県の重症児者の課題の提起や理解の促進に、大きな影響をもたらしたと思っております。

最後になりますが、私たちの子どもはたくさんの方々のご支援を受けながら、施設や在宅で生活しております。常に感謝の気持ちを持ちながら、この活動のバトンを若い世代につないでいく決意を申し上げ、皆様へのご挨拶とさせていただきます。



～ お祝いのことば ～

「設立20周年に寄せて」

全国重症心身障害児(者)を守る会

会 長 北 浦 雅 子



青森県重症心身障害児(者)を守る会の設立20周年を、心よりお祝い申し上げます。
歴代の会長のもと皆様が心を合わせ、重症児者のいのちを守り、豊かな生活が送れるよう活動を続けてこられたことに敬意を表します。また、日頃より会の活動にご理解をいただいております青森県をはじめ、重症児者の医療、福祉、教育の各分野の関係の皆様のご支援・ご尽力に深く感謝申し上げます。

青森県支部は、平成6年に開催された「ボランティア育成講座」が契機となって、養護学校卒業後の通える場を求めて個々に活動されていた親たちがまとまり、平成8年に支部結成に至ったと記憶しております。当初から在宅会員が中心となって活動を進められ、重症児者写真展の開催やパンフレットの作成、社会福祉セミナー、交流セミナー、在宅介護支援研修、集団指導療育キャンプなどの各種事業に取り組むとともに、平成25年10月には青森県支部が母体となって成年後見法人後見事業等を行う「NPO法人重症心身障がい者サポートあおもり」を立ち上げられるなど、柔軟な発想で次々と新しい活動を展開されており、大いに期待を寄せているところです。

当会では、昭和47年から青森県で巡回療育相談事業を実施してまいりました。北は下北半島の突端まで各家庭を2時間くらいかけて訪ね歩き、同行した職員が「東北の重く厚い雪が想像以上に人間の足をストップさせ、家に閉じ込めてしまうことを痛感させられた。この雪と交通の不便さは病院に行きたくても行けない事情を物語っている。無医村地区もあり、私たちが都会で『重症児対策』と言っている言葉の重みが、この地域の実情にどれだけ通用するだろうかという思いで胸がいっぱいだった」と当時の状況を語っています。今では在宅施策も充実してまいりましたが、守る会の原点ともいえるこの事業を、支部設立後も時折開催されていることを伺い心強く思っています。

当会は昨年創立 50 周年を迎え、天皇・皇后両陛下のご臨席のもと記念大会を盛大に開催することができました。その中で、今日重症児者のいのちが守られ、笑顔で豊かな生活ができることに感謝申し上げるとともに、今後とも社会の共感を得る運動を続けていくことをお誓い申し上げます。

平成 28 年度は第 53 回の全国大会が青森県で開催されます。すでに準備に取り掛かっているところですが、青森県初となるこの大会が心に残るものとなるよう、谷川会長のもと皆で盛り上げていただきたいと思います。

おわりに、青森県重症心身障害児(者)を守る会が今後とも「最も弱いものをひとりももれなく守る」の理念のもと、社会の共感を得る運動を続けていただきますことをお願い申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。



全国重症心身障害児(者)を守る会

東北ブロック長 田村輝雄



青森県重症心身障害児(者)を守る会が設立 20 周年を迎えられましたことを心よりお祝い申し上げます。

20 年に亘り歴代会長のもと会員の皆様が心を合わせ、重症児・者のいのちと豊かな生活を守るために活動を続けてこられましたことに深く敬意を表します。

また、会を支え、共に歩んで下さった重症児・者の医療・福祉・教育の関係者の皆様のご支援・ご協力の賜と感謝申し上げます。

青森県重症心身障害児(者)を守る会は平成 8 年設立以来、初代の成田春洋会長・二代目の山田寿嗣会長そして現会長の谷川幸子会長夫々の皆様が、重症児・者運動に熱心に取り組まれ毎年関係官庁に要望書を提出し解題の実現に努力されてきました。

この熱心さが関係官庁の担当者の心を動かし要望が実現されてきました。具体的には、在宅重症心身障害児・者への福祉サービスは生活介護で月間 22～23 日の利用が可能となり、また、土・日・祭日でも利用可能な施設が増えてきました。

また、教育面では希望するすべての人たちが高等部に進学できるようになりました。

平成 21 年には、重症心身障害児・者が安心して暮らせる環境整備のため、地域医療再生計画の実現を要望し、結果として津軽圏域で医療的ケアの必要な人たちは青森病院に集約され、県立施設のあすなろ・さわらび両医療療育センターは福祉施設に転換し、あすなろ療育福祉センター・さわらび療育福祉センターとなりました。

一方、分会活動も活発に行なわれ支部活動と連動して課題解決に貢献しています事を心強く思っています。

現在、障害者総合支援法の施行 3 年後の見直しが行われていますが、この中で、重症心身障害の児者一貫の体制が本当に必要かという声が上がっています。

平成 24 年につなぎ法に伴う児童福祉法と障害者自立支援法の改正によって児と者は法律上分かれましたが、特例として児者一貫の療育体制は維持されるという経緯はありましたが、今後何が必要でどういう体制が良いのか真剣に考え取り組むことが大事になってきます。

結びに、青森県重症心身障害児(者)を守る会の益々のご活躍と皆様のご健勝をお祈りいたしますと共に、今後とも「最も弱いものをひとりもれなく守る」の理念のもと、社会の共感を得る運動を続けていただきますようお願い申し上げます、祝辞とさせていただきます。

青森県知事 三村 申吾



青森県重症心身障害児(者)を守る会が設立20周年を迎えられますことを、心からお祝い申し上げます。

青森県重症心身障害児(者)を守る会は平成8年に設立されて以来、重症心身障害児者の命と人権を守り、障害福祉サービスの更なる拡充を願うとともに、重症児者が暮らしやすい地域社会の実現や重症児者への理解を深めるために活動してこられました。谷川会長をはじめ会員の皆様には、これまで長年にわたり重症心身障害児者の方々の福祉の向上に御尽力されておりますことに、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

さて、「障害者総合支援法」の施行から3年目を迎え、国において、重症心身障害児者をはじめ、常時介護を要する障害児者等に対する支援や障害福祉サービスのあり方等について、検討が行われております。

県といたしましては、国の状況を注視しつつ、すべての県民が等しく人権を尊重され、障害のある人もない人も共に支え合う中で、その人らしく自立し、安心した生活を送ることができる共生社会の実現に向け、障害者の自立及び社会参加の支援等の基本的施策を強力に推進することとしており、「青森県障害福祉サービス実施計画(第4期計画)」に掲げた成果目標の達成に向け、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業など、個々具体の施策を推進しているところです。

引き続き国・市町村・関係者の皆様の御協力を得ながら、福祉サービス等に関わる施策を着実に進め、保健・医療・福祉・介護それぞれの機関の連携をより一層深め、年齢や障害の有無などにかかわらず、住み慣れた地域の中で、誰もが共に支え合い、生きがいを持って、自立し、安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいきたいと考えおりますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、貴会の今後ますますの御発展と、会員の皆様の御健勝を心からお祈り申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。

青森県教育委員会

教育長 中 村 充



この度、青森県重症心身障害児(者)を守る会が、設立20周年を迎えられましたことを、心からお祝い申し上げます。

貴会が「最も弱いものをひとりももれなく守る」という理念の下、重症心身障害児(者)の教育や福祉の充実に積極的に取り組んでこられましたことに、あらためて深く敬意と感謝を表します。

さて、我が国では、平成26年に「障害者の権利に関する条約」を締結し、共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進しているところです。

県教育委員会におきましても、障害の有無やその状態にかかわらず、すべての児童生徒が十分な教育を受けられるよう体制整備を進めてまいりました。

具体的には、通学困難な児童生徒に対し、教員が家庭等を訪問して行う訪問教育を実施したり、病気治療で入院している児童生徒のために院内に分教室を設置したりするなど、家庭や病院等の関係機関と連携しながら、児童生徒の教育や生活の充実に図っております。また、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学習できるよう、平成15年度から、看護師資格のある教員を当該の学校に配置し、研修を修了した教員と連携しながら医療的ケアを実施しています。

さらに、昭和54年の養護学校義務制以前に障害を理由に就学義務の猶予・免除を受け、その後も小・中学校で学習する機会がなかった方について、平成24年度から、医療機関に隣接する県立八戸第一養護学校と県立浪岡養護学校へ編入学いただき、これまで16名の方が、活気のある、有意義な学校生活を過ごされています。

この20周年の節目を契機とし、貴会が県内各地域において、会員とその家族の生活の質の向上を目指し、会員相互の親睦や関係機関との協働を深められるとともに、障害の有無等にかかわらず、安全に安心して暮らせる共生社会の実現につながる取組をより一層進められますことを期待いたします。

結びに、青森県重症心身障害児(者)を守る会のますますの御発展と関係者の皆様の御活躍を祈念申し上げ、お祝いのことばといたします。

社会福祉法人青森県社会福祉協議会
会 長 前 田 保



青森県重症心身障害児(者)を守る会が設立20周年を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

青森県重症心身障害児(者)を守る会におかれましては、平成8年の設立以来、「最も弱いものをひとりももれなく守る」の基本理念のもとに、重症心身障害児(者)の医療、保健、福祉及び教育の推進や社会参加を進めるために、各種研修事業の実施や提言活動などに取り組みられてこられました。

こうした長年の活動により、重症心身障害児(者)の福祉の増進に大きく寄与されてきました歴代の役員の皆様、会員の皆様に深く敬意を表するところです。

さて、近年は、障害者差別解消法の成立や障害者総合支援法の見直しなど、障害者を取り巻く制度や環境が大きく変化しております。このような中で、重症心身障害児(者)のさらなる福祉の増進を図り、障害に対する偏見・差別をなくし、教育や社会参加の機会を拡大していくなど、重症心身障害児(者)の保護者や家族が相互に研鑽を深め、政策提言を行う貴会の活動は大変重要な役割を担っています。

青森県重症心身障害児(者)を守る会におかれましては、会員相互の情報交換や交流事業や各種研修会の実施に取り組みられておられるほか、重症心身障害児(者)の医療・福祉の増進や教育機会拡大のための提言活動など、多岐にわたる事業に取り組んでおられます。

私ども青森県社会福祉協議会においても、障害者虐待防止に向けた障害者権利擁護事業や、判断能力の不十分な方々への支援を行う日常生活自立支援事業、地域生活定着支援センター事業などの各種事業を通じて、本会の理念である「住民が支えあい、誰もがその人らしく安心して暮らせる福祉社会」の実現に向けて取り組んでいるところです。

今後とも、青森県重症心身障害児(者)を守る会皆様をはじめ、福祉関係者との連携・協働により、地域福祉の一層の充実を図っていくこととしておりますので、本会へのさらなる御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、設立20周年を契機といたしまして、重症心身障害児(者)の福祉の増進がさらに図られますことを御期待申し上げるとともに、青森県重症心身障害児(者)を守る会の一層の御発展をお祈り申し上げまして、設立20周年にあたってのお祝いの言葉といたします。

独立行政法人国立病院機構青森病院

院長 和賀 忍



青森県重症心身障害児(者)を守る会の設立20周年に当たりご挨拶申し上げます。全国を守る会の昭和39年(1964年)設立から32年、ご苦勞を経て支部結成にいたったことは想像にあまりあるところです。その後も全国の活動に歩調を合わせて、とにかく子供たちのために、特に私ども施設の側からみると、施策の決定の源流に関わってこられ、本邦重症心身障害児者施策の踏襲施設末端たる青森病院の運営に大きな役割を果たしてこられており、その力の大きさにいつも畏敬しているところです。

守る会の数々の運動に触発され、民間の病床設置と並行する形で、国として国立療養所の結核病床80か所、8080床を重症心身障害児のための病床に転換し、昭和41年に西多賀病院(現仙台西多賀病院)など10施設が重症心身障害児施設となりました。以後、青森県では国立病院機構青森病院(以下青森病院)の前身である国立岩木療養所は、八戸病院に次いで、昭和48年に40床、翌49年80床としてスタートしています。平成26年4月からは、青森県の地域医療再生計画によって、県立医療療育センター「あすなろ」および「さわらび」から重症心身障害病床 40 床が移管され、120床となりました。

支部結成以前の親の会と我々の病院との関わりはどうだったのでしょうか。全国では守る会設立までは暗黒の時代だったと言い伝えられています。今、青森病院では、歴代の熱意ある先生方や関連部署のスタッフとご家族とが理解しあってきたことをベースにして、歴史を積み重ねているところです。

病院は、入院が必要な重症心身障害児者のみなさんにとって日本の中のスタンダードでありたいと思っています。一方で、青森の守る会主催で行われた平成22年の東北ブロック大会でのアトラクションをご覧になった西日本の幹部の方が、その明るさと力強さに、自分たちには決して見られないことと感動していたのを忘れられません。私どもは、このような皆さんと歩んでいけますことを喜びとしているところです。

変化し続ける医療政策の中にあって、引き続きぎっくばらんな雰囲気の中なかで、ご助言をいただきながら先に進んでいくことできればと思っています。守る会支部の皆さんの今後のご健勝とご活躍を祈念してお祝いの言葉といたします。

独立行政法人国立病院機構八戸病院
院長 藺藤 順



青森県重症心身障害児(者)を守る会の設立二十周年を、心よりお祝い申し上げます。

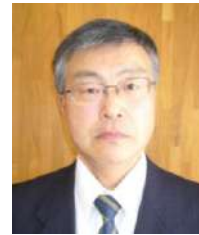
昨年春に初めて重症心身障害児(者)の方々の診療に加わったばかりの私にとって、20年前はもとより近年に関してですら、患者さんやご家族・守る会の皆さんが苦勞しながら越えてきた日々のことを知りません。

今回守る会のご厚意から 10 周年記念誌を読む機会を得ました。寄稿文や座談会記事から創立当時とその後の 10 年間の流れを知り、守る会の三原則や親の憲章についても初めて知りました。親としての固い決意の程と、障害を持つ子どもさんを心から愛おしんで暮らしてきた様子を学びました。深く敬意を表します。

私どもは重症心身障害児(者)の皆さんの健康を守ってさしあげ、質の高い生活を楽しんで頂けるべく努力を続けます。どうぞ守る会の皆様もお身体にはご自愛のほどお祈り申し上げます。



青森県立あすなろ療育福祉センター
所長 村上直弘



青森県重症心身障害児(者)を守る会の設立20周年、誠におめでとうございます。

平成8年の設立以来、「最も弱いものをひとりももれなく守る」という基本理念に基づき、県内の重症心身障害児(者)の父母、保護者、またはそれに準ずる者が協力して助け合い、重症心身障害児(者)の福祉の増進を図ることを目的に、啓発活動や関係機関への要望活動などの様々な活動に熱心に取り組んできたことに対し、心より敬意を表します。

青森県立あすなろ療育福祉センターでは、長い間、肢体不自由児施設と重症心身障害児施設等として運営してきましたが、重症心身障害児(者)や肢体不自由児に対する医療・療育・福祉サービスを将来にわたって安定的、継続的に提供することなどを目的に策定された「青森県地域医療再生計画」を踏まえ、平成26年度から有床診療所を併設した福祉施設(福祉型障害児入所施設、障害者支援施設、医療型児童発達支援センター、総合相談支援センター)として再出発したところです。

この間、貴会からは、県立医療療育センター整備基本構想素案策定に当たっての検討会議への参画や、利用者説明会などの様々な機会において貴重な御意見・御提言をいただくとともに、幅広い御支援・御協力をいただき、深く感謝申し上げます、

現在、当センターでは短期入所や日中一時支援、放課後等デイサービスなどにおいて、従来に比較して多くの方々に利用していただいているところですが、障害のある方や御家族の方々が地域でより充実して生活していくためには、今後ますます在宅ケアを支援することが求められるものと考えています。当センターでは、有床診療所を併設しているなどの特色を活かし、関係機関と連携して地域で必要とする機能を果たすことができるよう、努力していきたいと考えています。

重い障害のある子どもたちが安心して地域で暮らしていくためには、関係者の架け橋となっている「守る会」の活動が大変重要な役割を担っていると考えます。今後とも会員のニーズを的確に把握し、重い障害のある方々や御家族のための架け橋になるよう期待するとともに、貴会の益々の御発展を祈念します。

青森県立さわらび療育福祉センター

所長 蝦名良孝



青森県重症心身障害児(者)を守る会設立20周年、大変おめでとうございます。心よりお喜び申し上げます。谷川会長始め、多くの親御さんたちの積極的かつ献身的な活動により、多くの方々の賛同を得て、この20年があったことと思います。改めて敬意を表す次第であります。

さて、私事で恐縮ですが、私が県に入庁し、昭和55年障害福祉課身体障害者福祉班に配属され、身体障害者手帳の担当になってから、早いもので36年目を迎えます。その間、障害児(者)を取り巻く環境・制度等は、大きく変化しております。それこそ当初は、戦後の「継ぎはぎ福祉」(※私のイメージの言葉です。従来の制度に少しずつ事業等を付け足して、その場しのぎを繰り返していた福祉という意味。)では、もはや破綻が来ていました。大きく制度改革、システム変換しないと、実際には現場が持たないというのか、各種福祉制度を維持・継続していけないところに来ていたと、田舎の行政マンは思っておりました。

そこで国は、永続的に持続可能な福祉システムの構築に着手し、今日がある訳ですが、まだまだ利用者、関係者等満足できる制度には、残念ながらなっていないのが現状かと思えます。しかしながら、前進はできると思っております。当会の会員様の熱意、我が子を思う深い愛情があれば、制度の変革は可能だと信じております。社会を変革するには、長い時間とたゆまぬ積極的な活動が必要かと思えます。当センターでは、皆様の熱いハートを持った活動に、側面から、後方から支援を継続して参りますので、今後ともよろしくお願ひします。

当センターの基本理念は『ともに輝いて生きる』です。要らぬことかも知れませんが、私の人生のモットーとも合致します。人間、生きていく上で何が大事か。それは、間違いなく「その人らしく生きる」ことです。当センターでは、利用者の持っている病気や障害も千差万別で、その生き方も千差万別と考えております。また、共に障害を持った他者とも、健常者とも、『ともに輝いて生きる』ことができることが、最上と考えております。当然、そのための日常的なケア、福祉サービスはどうあるべきかを日々模索しながら施設運営にあたっています。

県では、多額の一般財源への繰入が行われ、とても苦しい財政運営にあります。両課長から通所棟の宣伝も十分にはできないと怒られつつ、(最も)弱いものを一人も守れないようでは、我が施設の必要性は無い。世の中(国・県)の存在意義も無いと言っても、過言では無いと思っております。貴会も当センターも目指すところは一緒だと確信しております。ともに将来に向かって輝けるよう、お互い精進して参りましょう。

青森県立はまなす医療療育センター

園長 盛島利文



青森県重症心身障害児(者)を守る会設立20周年おめでとうございます。この期間に重心児に関係する制度や社会情勢の変遷もありましたが、より良い制度・環境となるよう会が活動されましたことに敬意を表しますとともに、これからも活動が継続されることを期待しております。私達も、北浦会長の「専門家と親とが車の両輪でなければならない」とおっしゃられるように、少しでもお力になれるよう努力したいと存じます。

私は、はまなす医療療育センターの職に就いて18年になりますが、当初、県内に重症心身障害児施設はなく、当センターでは肢体不自由児施設重心棟に重症心身障害児の方が入所している状況でした。国立病院機構の重症児者の病棟も(私見ですが)あまり充実していない状況で、前園長から最初に言われたことは、「当センターの使命として、できるかぎりのすべての障害を持つ子どもの窓口になることを心がけよ」でした。大病院のように高額で精密な検査機器がある訳でも、多様な専門科がある訳でもありませんが、障害児に関わる周囲の情報を収集し、それぞれの子どもの必要に応じてこの専門機関につなげるかの判断・助言を行うことと、どのような疾患であっても子どもの発達成長する力を見だし伸ばして行くリハビリテーションを提供することが、当センターの役割と考えるようになりました。

その後、会の皆様のお力もあって県内の肢体不自由児施設は一時期、当センターも含めて他の2つの県立肢体不自由児施設がともに重症心身障害児施設・併設となり、国立病院機構2施設でも重症児者を受け入れる体制が整い、成人福祉施設でも重症児者の利用が増えてきました。しかしその一方で、医師不足や運営の諸問題から、現在、県内の医療型障害児入所施設は当センターだけとなっています。県内の医療問題や財政問題は重症児者を取り巻くサービスにも影響しています。また、長年皆様が努力して得られた様々な仕組みも、制度を作り上げた担当者が変わり、財政的な問題が生じる状況で、あらためて客観的な評価を要求されています。切れ目無いサービスといわれながら、実際は18歳の時点で児童福祉法から障害者総合支援法に変わり、支援程度区分によるサービスの提供になります。障害者の制度の一元化の後にも様々な関連の審議会がありますが、その中でなぜ重症児者が児者一貫であるべきなのかを示すことが求められています。

これまでの守る会の実績から、これからも様々な問題に対応されますことに、車輪の一端として協力させていただきたいと思っております。これからもよろしくお願いいたします。

20年の歩み

[1995～2016]

～最も弱いものを一人残らず守る～



1995

平成7年度

県内の親がつながって

～会設立に向け活動趣意書発表～

会の沿革 前史

当時、青森「守る会」設立の大きな原動力になったのは、在宅生活の充実を願う親たちでした。生活リズムセンター「ノーム」（当時岩木町）、「青森障害者同士の会コスモス」（青森市）、「翔きの家」（八戸市）など、県内各地で独自に活動していた仲間が、「守る会」結成を目指してつながりました。

また、国立病院や肢体不自由児施設に入所する子どもをもつ親たちも、地域を超えて会設立に賛同し、仲間の輪が広がりました。

さらに、県内の学校教育、行政、福祉、医療の関係者が会の賛助者として活動に加わりました。

【会の活動】

- 発足準備委員会を結成。
準備会を継続実施。
(代表成田春洋)
- 活動趣意書を発表
(12月1日)

◆活動趣意書から

この年、県内の親たちは発足準備委員会を組織し、次年度の「守る会」設立に向けて、活動趣意書を発表しました。趣意書は、次のような言葉から始まりました。

「このたび、私ども青森県内の重症心身障害児（者）の親たちは、福祉の谷間にある重症児（者）の存在意義と、現代的に抱える課題を多くの方々から知っていただき、ご支援を賜りながら一歩ずつ課題の改善のための具体的な運動展開をはかるべく、平成8年4月に「青森県重症心身障害児（者）を守る会」の結成式をもって発会する運びとなりました。」（12月1日）

◆「ともに」活動を始めよう!

当時の青森県では、青森、弘前、八戸の地域で、重症児（者）の日中活動をつくる活動が始められていました。また、国立病院内にも親の会がありました。ただし、その活動はバラバラで、県内に重症児（者）への理解を広げたり、行政への要望事項を話し合ったりできる状況ではありませんでした。

「守る会」設立の前年、県内の関係者が集まり、施設入所者の生活の質を高めることや、安心して子育てができる在宅福祉の充実、通所・通園の場の拡充、高等部教育・訪問教育の実現、親の交流など、多くの課題に取り組むことを確認しました。

全国重症心身障害児（者）を守る会

青森支部結成について

「県守る会」も発足式まであと一ヶ月足らずとなりました。

東京本部、東北ブロック、岩手県守る会の強力な後押しを受けて、重い腰を上げる形でスタートした設立準備委員会ではありますが、それでも少しずつ準備を進める中で、特に低年齢層に重度、重複、重症心身障害の人が多くにもかかわらず、国の在宅対策は、実質的にはまだ始まったばかり。ましてや、青森県となるとまだ、手も着けられていないと言う、寂しい実態を痛感させられる事ばかりです。

1996

青森県に「守る会」設立！

～地域で人々と豊かに生きられる社会を～

平成8年度

会の沿革①

正会員数 76名

賛助会員 51名

熱気あふれる結成総会が行われました。青森県内の親たちがともに活動を始めた記念すべき年でした。次々と記念行事を行われ、7月には、県に要望書を提出しました。内容は、①入浴・デイサービスの拡充、②全市町村でホームヘルプサービスの実施、③通園事業の充実、④高等部入学と訪問教育の制度化などでした。

会として、県に福祉や医療の改善を要望しました。

【会の活動】

- 結成総会／祝賀会開催
(初代会長 成田春洋)
- 守る会として県へ陳情
- 社会福祉セミナー
(旧岩木町)
- 巡回療育相談会
(下北、三戸)
- 在宅介護教室
(旧相馬村)

◆念願の「守る会」結成

「どんなに障害が重くても、地域で人々とともに豊かに生きられる社会を！」

1996年4月14日。「青森県重症心身障害児(者)を守る会」が設立されました。これまで県内各地に点在していた重症児(者)とその家族が手を取り、ともに活動を始めたのです。

全国「守る会」の支部として、東北や全国の仲間とつながることにもなりました。会の設立後には、県への陳情、福祉セミナーや巡回療育相談会の実施、さらに在宅介護教室、療育キャンプなどが行われました。

◆高等部希望者全員入学

この年の4月、県内の養護学校で、重度重複障害がある子どもの高部進学が初めて実現しました。

これまで、障害が重い子どもは「就学猶予・免除」になる時代が長く続き、1979年の「養護学校義務化」以降に義務教育が大きく広がったものの、重症児は高等部進学ができず、青森県では事実上15歳で学校教育が終わっていました。

県内各地で、高等部希望者入学を要望する署名活動や知事との懇談などが粘り強く取り組まれ、「高等部希望者全員入学」が実現しました。



1997

平成9年度

地域ごとの活動に注目

～関係機関とのつながりも活発に～

会の沿革②

守る会設立により、会員同士の情報交換が活発に行われるようになり、各市町村で行われている福祉サービス等を他の地域と比べることができるようになりました。青森市で行われていた入浴サービス（金浜療護園）や通園事業（あすなる学園）などを、自分たちの地域でも実現したいという要望が高まりました。

また、むつ市では、養護学校卒業後の子どもたちの生活を支援する「ひまわりの会」が、守る会と連携しながら活動を始めました。

【会の活動】

- 市町村障害者計画参画
- 短期入所制度活用
- 訪問教育対象の子どもが高等部入学
- 交流セミナー
（八戸市、日浦美智江氏講演、奈良裕之氏音楽）
- 全国大会（岩手）に参加
（岩手花巻市）

◆「分会活動」始まる

守る会として青森県に働きかけるだけでなく、各地で地域ごとの課題に目が向けられようになりました。この年、県南地域で「八戸分会」ができ、会員の話し合いが活発に行われ始めました。現在の「分会活動」のさきがけです。むつ、十和田、青森、弘前の地域でも特色ある活動が継続されています。八戸地域を中心とした分会では、在宅支援のための「いいいの家」構想などを市に陳情し、市町村障害者計画の策定を働きかけました。青森・弘前地域でも、（仮称）「障害者活動センター」が提言され、入浴や機能訓練、教育的な活動の継続が求められました。

◆関係機関とのつながり

この年、国立療養所八戸病院（当時）の短期入所制度を利用する家族が交流・学習を行っています。地域の病院が在宅生活をおくる家族の支えになるために、さまざまな工夫や行事を作っていくきっかけになりました。

また、「青森県訪問教育に高等部設置を願う親の会」と協力し、県にも訪問教育の充実について親の要望を伝えてきました。努力が実り、この年には、制度上入学が困難であった訪問教育対象の子どもたちが、高等部に入学することができました。



1998

平成10年度

浅虫で東北ブロック研修会

～「在宅」支援の課題に取り組み進む～

会の沿革③

正会員が結成時から倍増
(134名)

【会の活動】

- 東北ブロック研修会（浅虫、高野笑子氏講演）
- 交流セミナーin浅虫（鏡英夫氏講演）
- 社会福祉セミナー（八戸市、小林洋子氏講演）
- 巡回療育相談開催（今別町、旧三厩村、蓬田村、旧蟹田町、旧平館村）
- 八戸分会が通所施設を求め、署名活動を実施
- 県内の養護学校高等部進学率が全国トップクラスに向上。
- 国立療養所八戸病院 第3回「在宅重症児（者）の学習と交流の集い」（八戸市、田代俊一氏と成重良恵氏が講話）
- 八一養に訪問教育学級
- 森田養、高に重複学級

◆浅虫に東北の仲間集う

7月11日～12日に、第2回東北ブロック研修会（浅虫温泉ホテル松園）が実施されました。

東北6県全てに「守る会」の支部が結成されたため、大きな盛り上がりの中なかで、学習と交流が行われました。

記念講演として、東北3番目に設立された法人立重症心身障害児（者）施設「第二新生園」高野笑子氏からお話をいただきました。

施設・病院、そして在宅と、家族・本人が希望する生活の場で、安心して生き生きと暮らせる地域づくりが求められました。

◆「在宅」生活に課題

この年、在宅生活を支援する制度や福祉サービスの充実について、会員から次々と要望が寄せられ、会の活動も活発に行われました。

課題の一つは、国の事業として始まった通園事業の拡充でした。一方、八戸分会では、学校卒業後に安心して子どもを託せる「生きがいの場づくり」（仮称「いこいの家」）を求めて、関係9団体合同で署名活動が行われました。

また、短期入所については、緊急な場合には各施設に直接申請して、利用できるようになりました。



1999

「地域療育センター」構想

～県との協議に願いを託して～

平成11年度

会の沿革④

会設立以来、継続して行われてきた「巡回療育相談」。医師や教員、療育の専門スタッフが、直接地域に出向き、当事者や家族の相談を受けました。青森県では、特に郡部を中心に県内各地で行い、大変好評を得ました。



【会の活動】

- 在宅重症心身障害児（者）家族交流会（蓬田）
- 県障害福祉課との懇談
- 巡回療育相談（野辺地／平内）
- 交流セミナー（大鰐町）
- 会のパンフレット完成
- 活動パネル作成
- 全国守る会 35周年

◆県との協議続く

平成10年度、青森県の「心身障害児者総合リハビリテーションシステム基本構想」をもとに、青森、八戸、弘前に「地域療育センター」を整備する計画が具体的に検討され始めました。

センター構想には、肢体不自由児施設における重症児病棟への転換や通園センター・相談診療部門の充実なども含まれました。

こうした県の基本構想には、守る会の意見も反映されており、継続して、県との情報交換や協議を進めていきました。

◆人々から共感を得る活動を

この年、青森守る会では、会の存在を広く関係者に伝え、地域の方々から理解を得る活動を進めていくために、パンフレットや展示用パネルの作成を行いました。

笑顔、かがやいて!

～どなたに強がいなくても、私たちの手で、みんなといっしょに暮らそう～
～いいときと生活ができる笑顔の充実をめざして、力を合わせよう～



社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会 青森県支部



八戸で行われたパネル展

「医療、福祉、教育」の充実を図っている会の活動の様子や、子どもたちの生活の姿などを、写真を交えて紹介し、各地域でパネル展なども実施しました。

2000

平成12年度

県知事に直接陳情

～「療育センター」実現に力強く働きかけ～

会の沿革⑤

この年、より多くの方に情報発信を行うため、会のホームページを立ち上げました。ホームページでは、会の紹介やその時々の方の案内を行った他、会報「ともに」の閲覧や意見を書き込める掲示板の機能をもたせました。

【会の活動】

- 分会の集い
- 県障害福祉課との懇談
- 巡回療育相談
(鱒ヶ沢／深浦／弘前)
- 交流セミナー
(旧十和田湖町)



- 社会福祉セミナー
(青森市、小林洋子氏)
- ホームページ開設
- 合同バザー (八戸市)
- 東北ブロック研修会参加
(山形県山形市)



小林洋子氏



重症児者への理解を広げた「社会福祉セミナー」開催

◆ 青森県知事に陳情

この年、青森県総合療育センター及び地域療育センターの早期実現に向け、青森県知事に直接陳情が行われました。

この両センターの整備が行われないと、重症児者の行き場がなく、重症児通園事業の実施のめども立たないという危機感が高まっていたからです。

この陳情に対し、木村守男知事(当時)は、障害の重い人たちの現状にあった施設・制度が県内にない現状をふまえて、施設・制度の早期整備を担当課と前向きに検討することになりました。

◆ 分会活動が活発に

この時期、県内の分会の組織が定まり、分会活動が活発に行われるようになってきました。県南地区の会員を対象にした八戸分会(後の東分会)、東青地区を中心にした青森分会(後の中央分会)、弘前地区の会員が軸になった西北五分会(後の西分会)が、地域ごとの集まりや活動を行うようになっていきます。

活動内容は、「在宅」会員と国立療養所や肢体不自由児施設にお子さんが入所している会員との交流、また交流セミナーの分会ごとの持ち回り開催など。地域の分会ごとに、特色ある活動が展開されていきました。

2001

平成13年度

「であいの家あうん」開所

～生活の質を高めるための地域づくり～



会の沿革⑥

会の運営を担う理事は、定例の理事会を開催し、交流セミナーの準備や県との懇談内容、会員の生活の状況などについて活発に話し合いました。



【会の活動】

- 県障害福祉課との懇談
- 交流セミナー
(旧十和田湖町)
- あうん感覚体験プログラム
(旧岩木町)
- 社会福祉セミナー(イオン下田、吉田世津子氏講演「まよなかのおんぶ」)



◆ 法人立の通所施設

「誰でも、いつでも、簡単に利用できる通所施設」として、利用者に居心地のよい空間をつくってきた「生活リズムセンターノーム」(当時岩木町)。

この年、「ノーム」発足から7年間の活動を実施、知的障害者更生施設(通所)「であいの家あうん」を開所しました。(社会福祉法人抱民舎)

障害の程度や年齢を問わず利用できる画期的な通所施設のスタートでした。重症心身障害がある方々が施設利用の中心でした。守る会でも、施設のあり方や、当事者の「生活の質」を重視する議論が高まりました。

◆ 医療・療育の充実を

守る会では、県内にある国立病院や肢体不自由児施設の医療・療育関係者と学びあってきました。

この年には、「重症心身障害児(者)の医療・療育」と題した小出信雄医師(国立療養所岩木病院)からの寄稿が会に寄せられています。その中で小出氏は、「重症児の医療・療育は採算性だけで考えてはならず、国が保障しなくてはならない必須な医療である」「守る会は、根拠をもって、現状と要望をはっきり整理して声をあげるべき。」との意見を寄せていただきました。現在でも重要な指摘です。

◆ 親の立場から福祉を見直す

この年、下田町(現おいらせ町)にある大規模ショッピングセンターにて、社会福祉セミナーを開催しました。

講師の吉田世津子さんは、重症児の親であり、東京で福祉事業を立ち上げた女性でもありました。講演では、親の思いや苦悩、福祉の現状を変えたいという強い願いをお話していただきました。

会場内では、地域の親の会や重症児者関係の施設の紹介を行ったほか、守る会の紹介パネルも展示しました。

2002

平成14年度

全国初！「国療」で通園事業

～会の要望が施設や病院を変える～

会の沿革⑦

この年の総会では、会設立からまとめ役を担ってきた成田春洋会長に代わり、山田寿嗣（ひさし）新会長が就任しました。

山田会長は、子どもたちの生命や人格を尊重し、生活を守り発展させるため、力を合わせようと呼びかけました。



【会の活動】

- 感覚体験プログラム
（十和田市、雑木林）
- 交流セミナー in 十和田湖
（旧十和田湖町、湖畔荘）
- 県障害福祉課との懇談
- 東北ブロック研修会
（岩手県、盛岡市繋温泉）
- 介護交流セミナー
（むつ市、大城みわ子 Dr. 荒谷 OT、石川 PT 他）

.....
全国すべての県に「守る会」の支部設立。会員 12,000 名。

◆ 通園事業 B 型実施

この年、「養護学校卒業後の重症児（者）の日中の通所の場を！」という会の強い要望がかない、国の通園・通所の療育サービスが「国立療養所岩木病院」（現在の青森病院）で始まりました。

青森県ではすでに平成8年度から「あすなる学園」（青森市）で実施されてきましたが、国立療養所で通園 B 型事業を始めるのは全国でも初めてのことでした。（他県二病院含む）

これを受けて青森県では、県内 A 型一施設、B 型二施設という計画枠にこだわらず、準備整備を進めていくとの方針を打ち出しました。

◆ 総合療育センター構想

「総合療育センター」の実現は、県の財政状況から正念場を迎えていました。会報によると、県全体で構想が練られ、計画が具体化されていることが県の担当課から示されていますが困難な課題も指摘されています。

大きな課題は県の厳しい財政状況。さらに医師の確保と並行して検討されていた肢体不自由児施設の運営見直しでした。

さらに、この年には、「新青森県障害者計画」の策定を受けて、あすなる学園（当時、肢体不自由児施設）で重症児施設（一部）転換が実施されています。



2003

平成15年度

「支援費制度」がスタート

～本人が望む暮らし方を求めて～

会の沿革⑧

支援費制度実施後、利用できる福祉サービスに大きな地域格差があることが問題になりました。一方、利用施設のスタッフと話し合い、協力関係を築いていった会員の事例も報告されました。



【会の活動】

●新パンフレット発行



●東北ブロック大会

(宮城県仙台市秋保)

●交流セミナー

(八戸市)

●映画「朋の時間」上映

(八戸市)

●八戸病院で過年度卒業生が高等部入学

◆支援費制度はじまる

この年の4月から、当事者が自ら必要なサービスを選択して利用することを原則にした「支援費制度」が始まりました。

この年の会報では、支援費制度の利用の仕方や課題が繰り返し掲載されました。また、制度は活用したいが、地域では実際に使える施設やサービスが限られているという状況が、会員からも次々と報告されています。

言葉や言葉以外の手段で自分の気持ちを表現することが難しい方々にとっても、本人が望むと思われる生活を考え、確立したい、といった親や関係者の願いが読み取れます。

◆横浜市「朋」に学ぶ

会では、これまでも横浜市「朋」とも「の活動理念を学び、目標にできました。在宅か入所施設（または病院入所）かという二者択一の選択肢ではなく、「朋」のように、生まれ育った我が家から通える日中活動の場を作りたいという話し合いが真剣に行われました。

この年の10月には、「朋の時間」母たちの季節」という映画を八戸市で上映し、大きな反響を呼びました。

「この子がいたからこそ、これほどの人生が送れたといえる人生を皆で作っていきこう。」映画を観た参加者から、心が温かくなった、涙があふれたとの感想が寄せられています。

映画「朋の時間」公式パンフレットより



人は人と出会い学びあい
大きくなっていく
人は人の中に生きて輝く
与えられた身体を精一杯
使って生きることが
どんなに誇り高く美しいか
朋のみんなは
教えてくれる

2004

平成16年度

スキーで冬の楽しみを！

～関係団体との連携強まる～

会の沿革⑨

青森県（八戸市）で「東北ブロック大会」が開催されました。大会では、小グループで話し合う「語るべタイム」が好評で、多くの参加者が自分たちの経験や気持ちを伝え合っていました。

また、八戸市では、地域の福祉施設スタッフを対象にした重症児者の介護研修を行いました。摂食や介護・訓練の専門家が講師を担当しました。

【会の活動】

- 東北ブロック大会
（八戸市）
- 交流セミナー
（旧岩木町）
- 映画「朋の時間」上映会
（青森市）
- 在宅介護支援研修会
（八戸市）
- 創立40周年記念全国大会
（東京）

◆スキーができる！

「重症児とスキー？まさか！」
この年の会報には、「バイスキー」と呼ばれる特別な椅子スキーを使って滑り降りる会員の姿が大きく掲載されました。
会員のスキーサポートをしてくださったのは、スキーボランティア団体「青鳥会」のみなさん。宿泊体験を企画したのは、国立八戸病院（当時）と八戸市社会福祉協議会でした。
「子どもが山の頂上上がった姿を見た瞬間、身震いがするほどの感動をおぼえた。」（木村光子さん）
参加した保護者は、風をきってスキーで滑る我が子を見守っていました。

◆財政難と施策の変化

全国守る会が創立40周年を迎えたこの年。青森県では、支援費の財源不足が明らかになり、さまざまな事業の見直しや縮小が避けられませんでした。また、国立病院が独立行政法人化され、学校教育では「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られました。
「はまなす学園」（八戸市）では重症児病棟への一部転換が行われ、これまで行き場のなかった成人入所者が受けとめられることになりました。また、通園事業B型も、「あすなる学園」に続いて正式認可となり、在宅生活への支援が広がり始めました。

（参考写真）



2005

会の発足から10年！

平成17年度

～福祉施策激動の時代へ～

会の沿革⑩

会員	227名
正会員	178名
賛助会員	49名

会の設立から10年が経過しました。会員は200名を超えましたが、県内各地にはまだまだ孤立している家族がいます。福祉制度が大きく変わっていくなか、親のつながりを強める努力が求められました。

【会の活動】

- 八戸病院親の会学習会
- 分会学習会、FM出演
- 県との懇談会
- 交流セミナー

(青森市浅虫温泉)



- 映画「朋の時間」上映会 (弘前)
- 東北ブロック大会 (秋田県秋田市)

◆「自立支援法案」の問題

この年の夏には、「障害者自立支援法案」が国会に上程され、「財政的に破綻」と言われた支援費制度からの転換が矢継ぎ早に検討されました。

会では、会報を活用して国の動向や福祉の現状、制度変更による問題点を詳しく指摘しました。

特に、「障害程度区分」の審査によってこれまでの病院・施設が使えなくなると、サービス利用料の「応益負担」により、負担増にならないか、国庫補助金が廃止され、施設措置費・通園事業費などが縮小されないかなどの会員の不安や要望を取り上げながら、問題を話し合いました。

◆八戸病院親の会を訪問

山田会長と赤平事務局長が、国立八戸病院(当時)を訪問し、守る会の歴史と活動の意義について説明しました。親の会のみなさんが、多数参加してくださいました。

施設や病院で生活しているお子さんにとって、親の会の存在は、とても



大きな意義があります。子どもたちの生活をよりよくしていくために、「守る会」への協力を呼びかけました。



交流セミナーin 浅虫

2006

平成18年度

交流セミナーは、 研修、体験、情報交換の場

会の沿革⑪

障害者自立支援法が施行され、会では繰り返し研修会が開かれました。会員の情報交換では、福祉制度の急激な変化に不安をもつ意見や、「応益負担」に対する疑問の声も聞かれました。

また、施設で生活する子どもの親からは、「医療を伴う施設の充実は生活を支える根幹。在宅の方にとっても重要な存在。」として、施設が安定した運営ができる施策を要望しました。

【会の活動】

- 県障害福祉課と懇談会
- 交流セミナー
(八戸市、十和田市在住のシンガー榊じゅんさん)
- 10周年記念座談会
- 県障害者施策推進会議
- 県障害者施策推進会議
- 東北ブロック大会
(山形県天童市)
- 兄弟姉妹支援事業
(秋田市)

◆ **交流セミナー in 八戸**
シャysonの優しい歌声に癒やされたコンサートから交流セミナーは始まりました。一日目は温泉入浴、海の幸に舌鼓をうち、夜遅くまで語り合いました。
二日目、保護者は「障害者自立支援法」の研修・情報交換会を行いました。その間、子どもたちはボランテアと散策。でこぼこ道や階段を乗り越え、絶景ポイントに到着。太平洋を眺め、海風を感じながら、大きく深呼吸。
しめくくりは参加者全員でゲームやスカイバルーンを使った集団レクです。みんなが一緒に、手を伸ばしたり風を感じたりして楽しむことができました。

◆ **あすなる障害児・者友の会**
青森市では、障害児・者への理解を広げ、子どもたちがより輝いて生きていける活動づくりを目的に、「青森県立あすなる医療療育センター」の保護者・関係者を中心に「あすなる障害児・者友の会」が設立されました。
設立総会では、守る会の理事でもある工藤寛一さんが会長に選出され、相談役の長利伸一小児科長が、医療や福祉の動向等を紹介しました。守る会では、県内各地の親の会と横の連携をはかりながら、各施設や病院、学校関係者とのつながりを深めていきました。
一方で、養護学校に在籍する子どもたちの保護者に対する啓発や情報提供が課題にもなっていました。



2007

平成19年度

会員の声を聴き取り 情報の共有を！

会の沿革⑫

恒例の交流セミナー（キャンプ）では、保護者の学習の他、参加するお子さんたちを主役にした活動が毎回工夫され、楽しみのある行事になっています。この年は、プロ演奏家奈良裕之さんの幻想的な音楽を星空の下で味わったり、温水プールで水上の動きを楽しみました。



【会の活動】

- 10周年記念講演会
（日浦美智江さん、横浜市「朋」）
- 県障害福祉課と懇談
- 会員意向調査実施
- 交流セミナー
（旧相馬村）
- 中央ブロック講習会
- 東ブロック交流会

県守る会では、全会員・賛助会員を対象に「会員意向調査」に取り組みました。

「東北ブロック大会や全国大会の情報提供、施設・病院の情報、行政や福祉サービスの情報等が総会、学習会、広報を通してわかりやすい。」「もっと情報がほしい。」など、たくさんの方の意見をいただきました。子どもたちの生活の質の向上のために、県守る会の会員のつながり、情報の共有が大事だと感じました。

多数寄せられた意見を一つ一つ理事会で確認し、会の現状と課題として話し合い、今後の会の運営に生かしていくことを確認しました。

会設立10年を記念して、日浦美智江さんの講演会を開催しました。

「障害のある子どもは母親が、最初からいるわけではありません。母になって突然、障害のある子どもになるのです。嘆き、戸惑い、悲しみ、混乱の中から、命を守りながら母になったのです。・・・」

この子（障害児）がいたからこれだけの人生しか送れなかったではなく、この子がいたから、これだけの人生が送れた、が合言葉になりました。母親たちが誇りをもって生きることは、子どもたちを誇りに思うことにつながり、母親たちが胸を張って生きていくことにつながる、そう思いました。」（日浦美智江氏）



◆会員意向調査実施

◆日浦美智江さん講演会

2008

平成20年度

施設部会の活動活発に！

子どもにかわって声をあげよう

会の沿革⑬

年次総会で、谷川幸子新会長が選任されました。6年間真摯に会の活動を広げてきた山田寿嗣会長の思いを次につないでいこうと総会で確かめました。

谷川新会長は、全国守る会と連携しながら、児・者一貫制度の継続や命の大切さのメッセージを、社会の共感を得ながら地域や行政に届けていきたい、



と決意表明しました。

【会の活動】

- 県との懇談会
- 交流キャンプ
(八戸市)
- あすなろ・さわらび親の会
交流会
- シーティングセミナー
(中央分会)
- 県障害福祉課へ要望書提出
- 東北ブロック大会
(宮城県秋保温泉)
- 全国大会

◆ 医師確保への不安

この年、県立さわらび医療療育センターの常勤医師の確保ができず、施設の存続が危ぶまれる事態が発生しました。重症児の施設であり、県守る会でも署名活動を支援しました。

結果としては、閉鎖の危機は回避できました。しかし、1名の常勤医師と非常勤医師では、常勤医師の負担が多く、課題が多く残されています。

医師不足という問題は、全国どこでも起こる可能性があります。「最も弱いものをもれなく守る」ために、声をあげ、ともに力を合わせていこうと確かめました。

◆ リラクゼーション

恒例の交流セミナーでは、理学療法士の赤池先生(弘前大学)から、本人の状態に合わせた新素材のクッションの使い方を体験しました。

正しいポジションニングで体も心もリラクセスできると、筋肉からも力が抜け、自律神経が調整されます。正しいポジションニングを知るとは、正しい介助方法を知るとのことだとわかりました。

みるみる体の緊張が抜け、クッションを正しく使うと朝までぐっすり眠ることができたという方もいました。姿勢の大切さを実感した学習でした。



北海道で行われた全国大会に参加

2009

平成21年度

学齢超過者の就学を目指して

県の医師不足への対応も急務に

会の沿革⑭

「学校に行きたかった。」
「教育を受けることで本人が成長した。」

東北ブロック大会の分科会では、学校教育を受けられるようになった過年度卒業生や学齢超過者の保護者の皆さんの声を聴きました。

会では、県内でアンケート調査を行い、学習会を開きました。そして、「学齢超過者」の就学を、県に粘り強く訴えていきました。

【会の活動】

- 医療・福祉の環境整備について県へ陳情
- 県知事・各党要望書提出
- ポジショニングセミナー（中央分会）
- 就学猶予・免除者へアンケート実施
- 地域指導者要請研修
- 交流セミナー（青森市）
- 東北ブロック大会（岩手県 花巻市）

◆ 学齢超過者アンケート実施

重度の障害を理由にして義務教育を受けられなかった「学齢超過者」の方々は、青森県でも多数おられます。会では、この年から継続して「未就学者に教育の機会を」という要望を県に働きかけました。

会員対象のアンケートを実施し、「これまで受けられなかった義務教育を希望する。」という方の存在もわかりました。早期に学校教育の門戸が開かれるよう、家族からの聞き取りやご本人の状況の把握を行い、県との協議を継続していきました。

◆ 県知事へ要望書提出

重症身心障害児（者）施設では、一時常勤医師の確保の見通しが立たなくなるという深刻な事態がおきました。重症児（者）にとって、生活の基盤となる医療・福祉環境は不可欠で、大きな問題でした。

会では重症児（者）の医療・福祉の環境整備についての要望書を青森県や各政党に提出しました。県は、国の「地域医療再生臨時交付金」を活用して、周産期と重症身心障害児の医療体制を充実させたい。」として改善策を立案しました。その後「青森県地域医療再生計画」が採択されました。



写真は「東奥日報」読者相談室より寄贈されたものです。
（知事への要望書提出）

2010

平成22年度

青森流のおもてなし

～盛会に終わった東北ブロック大会～

会の沿革⑮

この年、「障害者自立支援法」が見直しになりました。「施設は不要。在宅で暮らせないのは人権侵害」という意見が出され、守る会では署名活動に取り組みました。入所、在宅どちらも医療・関係施設の存在が重要です。医師不足、制度改革について、会として行政に意見交換や陳情を行いました。

【会の活動】

- 青森圏域等療育機能検討会議参加
- 母親部会茶話会（東分会）
- 県に要望書提出（在宅支援予算について）
- 東北ブロック大会開催（十和田市奥入瀬）
- 青森県教育庁との情報交換
- 学齢超過者就学に係る検討会議作業チーム参加
- 青森県障害者施策推進協議会参加

◆ 東北ブロック大会開催

三度目の東北ブロック大会が、奥入瀬溪流ホテル（十和田市）で開催されました。

恒例の「語るベタタイム」では、施設入所と在宅会員を分けずに、五つの課題テーマで意見交換をしました。二日目の講演は、さわらび医療療育センター所長吉村伊保子先生の講演とパネルディスカッションでした。吉村先生は「重症児者にとって自立とは存在そのもの、輝く存在である。磨けばより輝く、ともにあるものも輝きを増す。」とお話してくださいました。懇親会もスコップ三味線で盛り上がりました。

◆ 地域医療再生計画

この年には、県立施設の医師不足という大きな問題が浮上しました。国の交付金を活用した「青森県地域医療再生計画」計画が採択。各施設・病院で医療と福祉の役割分担をし、医師は青森病院へ集約、県立のあすなる・さわらび療育センターは福祉型へ転換になるという案です。会員から、医療の後退につながらないか不安の声が多く出されました。重症児者にとって医療・施設は欠かせないものです。医師不足と県の財政状況は厳しい問題ですが、当事者・保護者の思い、要望を、県に伝え続けることに努めました。



258名の参加。

「語るベタタイム」もなごやかに・・・

2011

平成23年度

東日本大震災の教訓

～震災被害から問われること～

会の沿革⑬

この年に開催された「交流セミナーin 平川」に、ボランティアとして参加した高校生が、その時の体験や感じたことなどを作文に綴りました。その作文が、内閣府主催の「心の輪を広げる体験作文」で最優秀賞を受賞されました。その作文は2013年3月発行の会報「ともに…」誌上にて紹介されています。

活動を通して、守る会の理念が次世代を担う若者に広く浸透して受け継いでいってもらえることは、とても嬉しいことでした。

【会の活動】

- 青森圏域等療育機能検討会議に参加
- 教育・福祉セミナー
(青森市)
講師：猪狩恵美子氏
(福岡教育大学教授)
- 交流セミナー
(平川市)
- 分会の集い
(東、北分会)
- 東北ブロック大会
(秋田県大湊村)
- 全国大会中止
(震災のため)

◆ 3. 11の被害

3月11日午後2時46分、経験したことがない巨大地震と津波が東日本各地を襲いました。会では、県内の会員から、震災当時の被害状況を聞き取りました。震災時には、安否確認などの情報の不通、ガス・水道・電気などのライフラインの断絶、生活用品・食料などの物資不足、ガソリン不足、物流の停滞など県南地域を中心に混乱が見られました。在宅の場合、停電により人工呼吸器や痰の吸引器が使えない、移動手段がないために薬や経管栄養剤が手に入らない、避難所では周りの気をつかって落ち着けなかった、などの状況も見られました。

◆ 大震災を教訓にして

全国守る会では、震災直後に災害対策本部を設置し、情報収集や情報発信に尽力しました。また、「知的障害・発達障害関係団体災害対策連絡協議会」の構成団体として、厚労省や被災地県本部との連携に大きな役割も担いました。今後行政には福祉避難所の確保、在宅障害児者の名簿作成、安否確認の手段の確立を望みます。県守る会でも、在宅障害者の孤立をどう防ぐかが課題となり、会員連絡網の作成を検討したり、会報「ともに…」の誌上で簡易担架の紹介をして、防災意識への喚起を呼びかけました。



猪狩恵美子先生

「就学猶予・免除」により未就学の方に豊かな学校教育を求める「教育・福祉セミナー」を実施しました。



2012

学齢超過者の受け入れ開始

平成24年度

～豊かな学校生活を～

会の沿革⑱

県守る会が長年要望を出し続け、県教育庁と協議を重ねてきた学齢超過者の就学受け入れが、ついに実現しました。「教育に遅すぎるといえることはない」ことを実感しました。

【会の活動】

- 青森県障害者施策推進協議会に参加
 - 「新青森県障害者計画（仮称）」策定に係る懇話会に参加
 - 「ろうきん地域貢献活動きらら」奨励賞受賞
 - 集団指導療育キャンプ in 野辺地
(まかど温泉ホテル)
 - 西分会 ソフト食、脱水症、摂食と口腔ケア学習会
 - 東北ブロック大会
(山形県天童市)
-
- 全国守る会の北浦会長が東京都名誉都民に選ばれる
 - 青森県で学齢超過者3名編入学

◆生まれて初めての学校

これまで障害が重いなどの理由で「就学猶予・免除」を受け、学校教育を受けられなかった方々がいました。青森県では、平成24年4月から、希望者は養護学校に小学6年時への編入が認められることになりました。守る会の粘り強い要望や県との協議が実りました。この年は、50代と60代の希望者3名が入学しました。

どんなに障害が重くても、何歳になっても、教育によって得られる学び喜びや人とかかわる嬉しさはかけがえないものです。小6と中3の二年間だけの「義務教育」ですが、高等部進学の間も開かれました。

◆災害時に孤立しないために

二〇一一年の東日本大震災で大きな問題になった「災害時の在宅障害児者と家族の孤立」の課題改善に向け、県内各地域の「福祉避難所」の現状を調査しました。平成24年5月現在で9市町村が受け入れ場所を確保したものの、物資の備蓄はこれからという状況でした。私たちができることは、行政への対応を求めながらも、会員同士が連絡を取り合い、支援が必要な方を関係者につないでいくことだと話し合われました。そのためにも、分会行事に参加し、身近な会員同志や関係者と平常時から繋がっていくことが重要です。



2013

下北で交流セミナー初開催

平成25年度

～県内から11家族、総勢54名の参加～

会の沿革⑱

この年は、9月にむつ市で交流セミナーが初開催されたことに加え、11月には同じくむつ市で母親部会が開催されました。守る会の活動が着実に県内全域に広がってきたことを実感できた年でした。また、下北地域の福祉の遅れや施設サービスの格差について、会全体で改善を働きかけていくことを確認しました。

【会の活動】

- NPO法人設立総会
- 交流セミナー in むつ (むつグランドホテル)
- 分会の集い (中央、西、東、北分会)
- 東北ブロック大会 (福島県郡山市)
- みちのく・ふるさと貢献基金受賞
- 県障害福祉課に要望書提出
- 北海道東北地区重症心身障害研修会開催 (青森市)
- 青森県で学齢超過者6名編入学

◆下北に守る会のつながり

下北地域に住む会員の活動が活発になってきたことを受け、北分会の会員や賛助会員が中心になり、初めてむつ市で交流セミナーが9月28日(土)29日(日)に開催されました。

県内の各地域の保護者や会員と学びあいながら、コンサートや研修、温泉入浴、会食、ゲームなどを通して、和気あいあいと交流ができました。下北地域の状況を、他地区の会員が理解する機会にもなり、地域や年代を越えた人のつながりが深まりました。守る会の良さを改めて実感できたセミナーになりました。

◆NPO法人設立

守る会の活動を、より重層的に展開するために、「NPO法人重症心身障がい者サポートあおもり」が10月9日に設立されました。

守る会を母体とする法人が成年後見業務を行い、保護者と思いを共有して、それぞれの役割を適正に行うことで、重い障害をもつ方の権利擁護と生活の質の向上につなげていくことが目的です。

NPO法人と守る会の活動が両輪となって、より幅広い支援と地域社会への啓発に向けた取り組みを進めることになりました。



2014

全国守る会50周年

～最も弱いものを一人ももれなく守る～

平成26年度

会の沿革⑱

前年度の障害者関連法の施行や今年度の県内の医療・療育環境の再編など、生活に直接関わる大きな変革が相次ぎました。こうした変化に対して会員からは不安や新たな要望などの声が挙げられました。県守る会として、今後も引き続き関係機関に働きかけていくことが確認されました。

【会の活動】

- 交流セミナー in 浅虫
(浅虫温泉海扇閣)
- 県障害福祉課、むつ市障害福祉課に要望書提出
- 全国守る会創立50周年記念大会(東京)
- 定時総会講演「財産と相続について」(横山航平弁護士)
- 北分会講演会「愛しきかな療育」(元さわらび医療療育センター所長吉村伊保子先生)
- 東北ブロック大会
(宮城県松島町)

◆「守る会」50年間の歩み

昭和39年「社会の役に立たない人に国の税金は使えない」との声も聞かれた世相の中で、同じ苦悩をもつ親たちが「守る会」を結成しました。それから50年。社会に理解と共感の輪を広げる会の活動は、現在の福祉制度や街づくりに影響を与え、最も弱い子どもたちの命と生活を守ってきました。

現在の福祉制度や事業は、あたり前にできたものではなく、先輩達が切り開いてきた結果です。この歩みを決して途切れさせることなく、未来へと繋げていこうと確認しました。

◆安心の療育・福祉サービス

この年の4月から、青森県の地域医療再生計画に基づいて、あすなろ、さわらびの両医療療育センターが、医療型施設から福祉型施設に転換しました。あすなろ療育福祉センターには歯科診療科や総合相談支援センターも設置されました。

また、国立病院機構青森病院と八戸病院では、病棟が新設、ベッド数も増床され、入所枠が拡大しました。
(トピック2・3を参照)

県守る会では、地域医療再生計画検討会議の一員として、保護者の不安や要望を県に伝え、暮らしやすい環境と生活の改善を求めて、行政に意見を述べました。



国立病院機構青森病院



国立病院機構八戸病院

2015

平成27年度

青森県守る会20周年

～活動の原点を大切に～

会の沿革⑳

青森県に守る会が結成されてから20年が経ちました。『最も弱いものを一人ももれなく守る』という理念のもと、交流キャンプをはじめ、分会活動、要望書提出、障害者施策への積極的な参画などの活動を拡充させてきました。

一方県内では、医療や短期入所等の充実、防災、乳幼児を育てる家族支援など課題も山積しています。新たな一歩につなげていきましょう。

【会の活動】

- 青森県重症心身障害児(者)を守る会 設立20周年
- 青森県集団指導療育キャンプ(大鰐町)
- 県障害福祉課との懇談
- 東北ブロック大会(岩手県)



会員研修シンポジウム

◆**重い障害がある乳幼児の地域生活を支える**

5月に行われた総会と研修会の場で、青森県の福祉事情に対する様々な課題が浮き彫りになりました。研修会では県立中央病院の網塚貴介医師を講師にお招きし、「医療の進歩で救った命をどう守っていくか。その家族をどう支えていくか。」について問題提起をいただきました。乳幼児期の療育と、家族への必要に応じた相談体制、医療と連携した地域生活の課題に意見を出し合いました。



◆**親の立場にたった成年後見**

親の会における第三者後見の割合が、一年間で20%から30%に増えていることが、東北ブロック大会分科会(国立施設部会)で報告されました。後見人が第三者に変わると、親や親族の面会交通費が認められないケースがあり、その結果、親の面会が減ったり、親の会の活動にも支障が出たりして、正会員が減っているという現実があります。保護者の立場にたった成年後見事業を行うNPO法人「重症心身障がい者サポートあおもり」の役割が、ますます重要になっていることがわかりました。



2016

初の全国大会青森開催！

平成28年度

～新たな一步を踏み出す～

◆念願の全国大会開催

平成28年6月18日(土)・19日

(日)、青森市のホテル青森とリンクステーションホール青森(青森市文化会館)を会場に、「第53回重症心身障害児(者)を守る全国大会」が開催されました。九五〇名を超える参加者が全国各地から集まりました。

一日目は、行政報告と分科会、懇親会が行われました。スタッフは笑顔とあたたかいおもてなしを心がけ、元気に声を掛け合い、全国の方々をお迎えしました。また、分科会では、国立施設・重症児施設・在宅・母親の部会ごとに行われ活発な討論が行われました。

夜の懇親会では、東北ブロック各支部長による地酒の鏡開きから始まりました。「東北六魂酒」を銘打った東北自慢の地酒コーナーも好評でした。青森といえば、ねぶた祭。会場に鳴り響く太鼓の音や、笛・手振り鉦のリズムのなか、会場狭しと「跳人」(はねと)が乱舞し、参加者の心が一つになりました。

◆「ともに」創りあげた大会

大会二日目は、「みんなで語ろう」と式典が行われました。まず、熊本

県の方から、地震見舞いのお礼が述べられました。「みんなで語ろう」では、福祉制度や本人、保護者の高齢化についての意見が多く聞かれました。また、後半は兄弟姉妹に焦点をあてた話し合いになりました。

式典では、ご来賓のあいさつがあり、北海道(施設入所)と青森(在宅)の意見発表では、来賓や参加者が涙ながらに二人の発表を聞く姿が見られました。最後に、国などに提出するための要望書(「超重症児の短期入所の受け入れ強化」など全6項目)を採択しました。

会の設立20周年の節目に開催された全国大会。守る会本部のスタッフと現地スタッフが協力し、多くの会員、賛助会員にお手伝いをしていただきながら、大成功のもと大会の全日程を終えることができました。

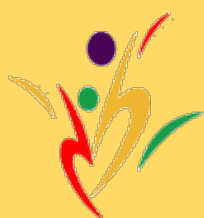


青森で学び、語り、つながりを深めた全国大会



トピック

～届け！わたしたちのねがい～





初めての学校生活は ドキドキワクワク!

「学齢超過」の方々の、就学後の様子

学校生活のスタート!

浪岡養護学校に、平成二十四年度一名、二十五年度は三名の学齢超過者が、小学部六年に編入しました。本人も保護者にとってもはじめての連続で、最初の頃は緊張していたようです。週二回、音楽やお話遊び、スイッチを使った遊びやおえかき等の授業を重ねながら、学校生活に少しずつ慣れてきました。

タンバリン、ツリーチャイム、太鼓などの楽器を鳴らして、音のする方向を見たり、音を聴いたりしている様子がみられました。



「はらぺこあおむし」のお話遊びでは、バナナなど食べ物を大きなあおむしの模型に食べさせてみました。

表現や表情が増えて・・・

授業では、最新の「iPad」の機器やスイッチで動く教材も体験。夏には、七夕の願いごとを書いたり、絵の具遊びをしたりしました。週二回とはいえ、今までの病院生活との変化に戸惑いながらも、いろいろな表情や表現が出てきています。

学校では、たくさん行事も行われます。入学式、新入生を迎える会、運動会、七夕会、芸術鑑賞会と行事をひとつずつ経験するたびに、笑顔もどんどん増えてきました。

修学旅行にも参加

四名のうち二名は、はじめての修学旅行にも行ってきました。当日は、残念ながら雨天でしたが、見学先のスタッフの協力でも雨にもぬれず、記憶に残る旅行となりました。

保護者と一緒にバスに乗り、童話村を見学、ホテルに泊まり、おいしいものを食べて、いろいろなものを見たり聞いたり触れたりしてきました。

「ホテルも浴衣も温泉もはじめて」という感激の声を聞き、みんなで一緒に思い出を共有できたことがうれしいと感じています。



学校の中で一番のお兄さんお姉さんの笑顔は、まわりを明るくしています。

いっしょに学びましょう

青森病院では、七名の学齢超過の方が、早期の学校入学を待ち望んでいます。

学校としても、教育相談の機会を設け、授業体験をしたり、青年学級や行事に呼びかけたりして学校に来る機会をつくっていきます。一緒に勉強できることが早く実現しますように!

(田村千代子、賛助会員 理事
青森県立浪岡養護学校教諭)

※写真は御家族と御本人の了解のもとで掲載しています。



1979年の養護学校義務制実施により、重い障害を理由にした就学猶予・免除対象者は大幅に減少しました。しかし、それ以前に施設や病院に入った方や、「学齢」を越えた方の就学機会は失われたままになりました。青森守る会では、関係者と力を合わせて、不就学の方々の就学実現を県に働きかけてきました。会独自の不就学者調査や担当課との交渉、市民向けのセミナーの実施などを進めた結果、ついに2012年から、県内2つの特別支援学校で「学齢超過者」の就学が実現しました。



「青森県重症心身障害児（者）を守る会」広報「ともに・・・」より 2012年3月号

平成24年4月より、青森県の特別支援学校で、学齢を超過した方の就学が実現します。

学校に行こう！

「就学猶予・免除」から就学へ

「就学猶予・免除」の制度により、不就学のまま高齢になった方に対して、全国各地で学校教育が開かれてきています。青森県でも、新年度となる四月より、関係者の御尽力により、八戸第一養護学校で二名、浪岡養護学校で一名の対象者の就学（小学部六年への編入）が実現することがわかりました。

募集要項によれば、初年度の受け入れ条件は、まだまだ不十分だと言わざるを得ません。

それでも、今回の就学の実現は、「一日も早く就学を」と、長年就学を心待ちにしてきた多くの対象者や関係者にとって、今後の希望になるニュースだといえます。



見過ごされてきた教育の権利。今回の就学対象になる方は、これまで学校教育を受けられなかった「学齢超過者」のうち、昭和三十九年四月一日以前に生まれた方です。学齢当時には、教育条件が整わず就学が困難であったり、施設や病院などの生活を優先せざるを得なかったりして「就学猶予・免除」を受けていた障害の重い方々になります。

しかし、たとえ義務教育の年齢は過ぎていても、当事者の学校教育を受ける権利が消えたわけではありません。「教育を受ける機会」は、誰もが公平に保障される必要があります。

【※現在は、養護学校の義務制が開始（一九七五年）され、障害の重さや生活の場所を理由にして就学できないことはありません。】

青森県教育委員会によると、今回の就学希望者の募集は、「教育の機会均等という観点から」実施する、とされています。

「これからの課題」

今後の課題も見えています。今回の募集が「若干名」（県内二校で各一〜二名）となったことで、このままでは希望者全員が就学するまでに、何年もかかってしまいます。希望者は高齢者が多いため、先送りされた当事者・関係者の落胆は大変大きいものがありました。就学の見通しがもてる年度ごとの就学数の増と教員数の確保が望まれます。

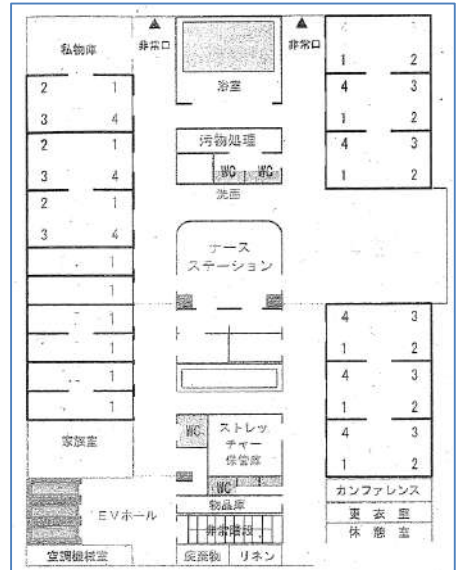
加えて、今回の就学は実質二年間（小6及び中3に編入）となります。今後の年限延長や高等部教育へのつながりも課題になっています。



対象者への周知をお願いします！

今回の入学希望の申請は、来年早々まで（平成二十五年一月二十二日まで）となっています。対象と思われる方がおられましたら、必要な情報が行き渡るように、御協力をお願いします。

(2) 病棟平面図



近年の病棟の考え方はできるだけプライバシーを確保することです。個室をできるだけ確保すると方法もあります。重症心身障害病棟では議論が多くあるのはご存知のことと思います。青森病院では可能な限り折り合いをつけた形の決め方を行っています。平面図を見ていただくと、個室が多くなっていることがご覧いただけると思います。

(3) 病棟平面図

療育指導室では、浪岡養護

(4) 診療科目

学校の行事や教育と連携し総合的な療育に努めています。日中活動もさることながら、学校の授業では、養護学校の先生方が先進的な教材を用いて、いい表情を引き出してください。

病院の診療科目については、内科・神経内科・小児科・アレルギー科・精神科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・放射線科・歯科・口腔外科を標榜しています。各科の案内などはお問い合わせいただくか、ホームページを参考にしてください。

(<http://www.rhoamori.jp/>)

障害者の診療を主とする病院では総合病院で見られる多くの科が一堂に会することがかなわないという実情があります。その中で青森病院は、大学からの定期的な支援に加えて、各科の先生方の理解が深く、充実した診療体制が続けられています。

(5) 親の会とのかかわりに

ついて

近くで開業されている整形外科の大竹先生や泌尿器科の高橋先生も常に主治医の相談に対応してくださっています。本当にありがたいことだと思っています。特に重症心身障害病棟では、歴史的に弘前大学から小児科医師が派遣されて担当してきた経緯があり、標準的な医療が療養を確実に支えているところが青森病院の誇るべきところといえるかと思えます。

青森病院では、行事表を周知し、かわりが相互にできるように解放されています。

患者さんたちの行事への援助もいただいているところです。フォーラムには総会や懇談会などを通して情報交換や意見交換を行っています。ざっくばらんな交換ができる雰囲気を作れることを心掛けています。

(6) 今、伝えておきたいこと

青森病院は、療養に必要な重

症心身障害児者のみなさんにとって日本の中でスタンダードでありたいと思っています。



国立病院機構は、障害者総合支援法が施行される前に国立病院機構のような療養システムにすべきか

分析を繰り返し、色々な運営主体との比較も含めて考えてきました。青森病院もそれに従い、年度ごとに見直しながら最も有効な医療・療養の方法をとりようとしています。

現状が最良であるとは決して思わず、一定のルールの中でさらに工夫を凝らすことが原則です。知恵を絞るのには、「守る会」を含めた多数の方々のお話と御助言と支持が重要です。これからの話しやすい環境を心掛け、少しでも皆さんのお役に立てればと思っています。

青森病院



青森県内の重症児者医療の拠点であり、地域医療の中核を担ってきた国立病院機構「青森病院」と「八戸病院」。

その両病院が、2014年から2015年にかけて、相次いで新病棟の建て替えを行いました。利用者や関係者の強い願いがかない、増床や医療・生活機能の充実も図られました。このトピックでは、新病棟完成時の状況を振り返ります。（いずれも、各病院から本会の広報用に寄稿していただいた当時の原稿をまとめたものです。）



国立病院機構
青森病院
院長 和賀 忍

守る会の皆様、日ごろから大変お世話になりありがとうございます。
この度、国立病院機構青森病院では平成二十六年三月に、重症心身障害病棟を中心とした入院療育関連施設の建替えが終了しました。

◆◆◆
すでにご案内の通り、青森県の地域医療再生計画により重症心身障害児者医療の拠点病院と位置付けられたことから、県立医療療育医療センター「あすなろ」「さわらび」から病床の移管を受け、これまでより四十床多い病床となります。

◆◆◆
建て替えにあたっては、とにかく患者さんやご家族をはじめとして、直接療養に関わる方々の御意見をどのように、どれだけ反映できるか、事前の準備がすべてを決するというスタンスが貫かれたと思っております。

皆様方の御協力のたまものと感謝しております。また、青森病院新病棟への患者さんの移動は順次つつがなく行われ、六月までに予定の方々が入院されています。

◆◆◆
改めて病棟の概要を申しますと、新築された中央病棟は病床数220床、地上6階建て延べ床面積約9680平米で、各階はいずれも「中央」何階という呼称としました。

中央1階はリハビリ・通園を中心とした施設。中央2階から上が入院施設となります。中央2階から中央4階が重症心身障害児者さんの入院施設で、1フロア各40床。中央5・6階が神経難病患者さんを中心とする一般病床。1フロア50床となっております。

以下、守る会の皆様の関心が深い項目について、病院の生活や施設概要を御紹介いたします。

(1) 療育活動と療育内容について。

① 日 課 (中央3階病棟の例)

※病棟によって多少違います。

- 7:30 朝食
- 9:00 排泄 入浴(月曜日・木曜日)
*リハビリは日勤帯で随時実施
- 10:00 水分
日中活動(集団で病棟ホール)
診察・処置等
- 11:30 昼食 休憩
- 13:15 排泄 入浴(月曜日・木曜日)
- 14:00 おやつ 診察・処置等
日中活動
(個別活動・グループ活動、
ベッドサイド・療育訓練棟・戸外等)
- 15:30 排泄
- 16:30 夕食
- 18:00 水分
- 20:00 排泄
- 21:00 消灯

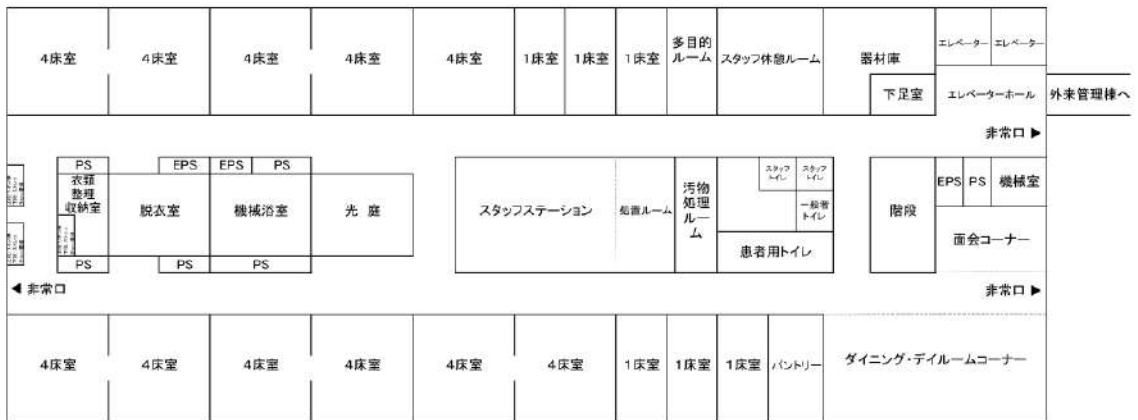


トピック3



- ④ 食事内容
 栄養士により栄養管理が行われています。また、患者様に合わせた食形態で食事を提供させていただいております。専門スタッフにより定期的に摂食嚥下指導を受けることができます。
- ⑤ 療育活動
 午前中は各病棟のホールにて日中活動（音楽遊び、製作、感覚遊び等）午後は個別活動（散歩、スヌーズレン、ムーブメント等）合同療育（映画会、車椅子ダンスなど）を行っております。

国立病院機構八戸病院 1階A棟平面図



(3) 病棟平面図

(3) 年間行事

毎月の誕生会、外出行事を計画実施しています。また、八戸地方の祭事として毎年8月は「三社大祭」、2月は「えんぶり」がそれぞれの団体がボランティアとして訪問していただき、病院との交流を深めています。



(4) 診療科目

病院の診療科目は、内科、循環器内科、小児科、リハビリテーション科となっております。各科の案内などお問い合わせいただくか、ホームページを参考にさせていただきます。
<http://www.hosp.go.jp/hatino/>

(5) ファミリーの会（親の会） とのかかわりについて

八戸病院では、毎月、ご家族へ行事等の案内をお知らせすることにより、より多くのご家族が、行事へのご理解と関心をいただきながら参加され、患者様たちへの援助をいただいております。

また、年2回の懇談会での情報交換や意見交換、個別の家族面談などを通して、ご家族のご要望・ご意見などを真摯に受け入れ、より良い病棟運営と療育の充実を図ってまいります。

(6) 今、伝えておきたいこと と今後の方針

重症心身障害児者を取り巻く環境は、毎年のように変化し、変わろうとしています。八戸病院においても、常にその情報を注視しながら、患者様へのより良い療養生活に取り組んでいこうと考えております。

現在、シヨートステイで多数の方を受け入れておりますが、今後、在宅ケアを含めて、積極的に地域医療を進めていきたいと思っております。そのためには「守る会」を含め、多数の方々のご意見やご指導も必要となりますので、よろしくお願いいたします。

(写真・資料は療育指導室及び関連ホームページからいただきました。)

*平成 27 年 12 月 1 日現在

「あすなる・さわらび」福祉施設へ転換



あすなる医療療育センター

- ・医療型障害児入所施設
(肢体不自由児・重症心身障害児)
- ・医療型児童発達支援センター
(放課後等ディサービス)
- ・病院 (医療法上)

転換後

あすなる療育福祉センター

- <入所部門>
- ①福祉型障害児入所施設
 - ②障害者支援施設
(夜間の施設入所支援及び昼間の生活介護)
- <在宅支援サービス部門>
- ③放課後等ディサービス・医療型児童発達支援
 - ④生活介護
 - ⑤短期入所 (併設事業所型)
 - ⑥日中一時支援事業 (市町村からの受託事業)
- <医療部門>
- ⑦有床診療所 (整形外科・小児科 (月 2 回程度))
 - ⑧障害児者歯科保健センター
(毎週火・水曜日予約制)
 - ⑨リハビリテーション部
- <相談支援部門>
- ⑩総合相談支援センター

青森県では、重い障害を持って生まれた子ども達が、将来に渡って安心して医療・療育サービスを受けられる環境を整えることを目的として、「青森県立医療療育センター整備基本構想」に基づき、県立あすなる医療療育センター及び、さわらび医療療育センターについて、平成 26 年 4 月 1 日より施設名称を「療育福祉センター」に改め、診療所併設の福祉施設に転換しました。

このことにより、専門性の高い医療を必要とする児(者)は、国立病院機構青森病院が担うことになりました。この背景には①医師不足②受け皿不足③総合的な相談窓口の不足などがあります。県守る会も青森圏域等療育検討会議および作業チームの一員として構想策定に参画しました。

さわらび医療療育センター

- ・医療型障害児入所施設
(肢体不自由児・重症心身障害児)
- ・病院 (医療法上)

転換後

さわらび療育福祉センター

- <入所部門>
- ①福祉型障害児入所施設
 - ②障害者支援施設
(夜間の施設入所支援及び昼間の生活介護)
- <在宅支援サービス部門>
- ③放課後等ディサービス・児童発達支援
 - ④生活介護
 - ⑤短期入所 (併設事業所型)
 - ⑥日中一時支援事業 (市町村からの受託事業)
- <医療部門>
- ⑦無床診療所
(内科・整形外科 (月 1~2 回予約制))
 - ⑧リハビリテーション部

< 県立施設の沿革 > (参考)

「あすなろ療育福祉センター」

- 昭和 36 年 3 月 3 日 県立あすなろ学園開園 (定員 100 名)
- 昭和 36 年 4 月 1 日 県立青森養護学校 (現青森第一養護学校) 開校
- 昭和 47 年 4 月 1 日 通園部棟設置認可 (定員 40 名)
- 昭和 61 年 3 月 31 日 園舎全前面改築により新園舎竣工
- 平成 8 年 6 月 1 日 重症心身障害児 (者) 通園事業 (B 型) 開始
- 平成 14 年 4 月 1 日 重症心身障害児施設設置 (定員 50 名)
肢体不自由児施設定員変更 (定員 100→50 名)
- 平成 18 年 4 月 1 日 青森県立あすなろ医療療育センターに名称変更
- 平成 24 年 4 月 1 日 医療型児童発達支援センターを開設
- 平成 26 年 4 月 1 日 有床診療所併設の福祉施設に転換し、青森県立あすなろ療育福祉センターと名称を変更
- 平成 26 年 4 月 1 日 総合相談支援センターを開設

「さわらび療育福祉センター」

- 昭和 45 年 9 月 1 日 県立さわらび園開園 (定員 50 名)
- 昭和 48 年 4 月 10 日 県立弘前養護学校さわらび分教室 (現弘前第二養護学校) 開校
- 平成 18 年 4 月 1 日 重症心身障害児施設に全面転換し、県立さわらび医療療育センターに名称変更
- 平成 24 年 4 月 1 日 児童福祉法による医療型障害児入所施設に移行
障害者自立支援法による養療介護サービス事業所に指定
- 平成 26 年 4 月 1 日 無床診療所併設の福祉施設に転換し、青森県立さわらび療育福祉センターに名称を変更

「はまなす医療療育センター」

- 昭和 36 年 9 月 20 日 病院開設許可 (定床 50 名)
日本赤十字社青森県支部はまなす学園開設
- 昭和 37 年 1 月 10 日 児童の入園開始 (16 名)
- 昭和 41 年 12 月 重度病棟 32 床増設竣工、(定床 82 床)
- 昭和 56 年 4 月 1 日 肢体不自由児施設の通園部開設 (40 名)
- 昭和 58 年 4 月 1 日 県立移管・日本赤十字社青森県支部受託はまなす学園となる
- 平成 16 年 4 月 1 日 重症心身障害児施設入所開始 (40 床)
重症心身障害児 (者) 通園事業 (B 型) 開始
- 平成 18 年 4 月 1 日 名称変更 日本赤十字社青森県支部受託
青森県立はまなす医療療育センターとなる
- 平成 24 年 4 月 1 日 法改正で、医療型障害児入所施設・医療型児童発達支援センター・養療介護・
生活介護・短期入所となる

青森県重症心身障害児(者)を守る会の活動をより重層的に展開するために、平成25年10月9日「特定非営利活動法人 重症心身障がい者サポートあおもり」を設立しました

名 称 特定非営利活動法人 重症心身障がい者サポートあおもり
 目 的 重症心身障害児・者とその保護者や兄弟を対象に、福祉制度や成年後見制度の相談支援の事業を行うことで、権利の擁護と生活の質の向上に寄与することを目的とします。
 設 立 平成25年10月9日
 事 業 ①「福祉サービス等利用支援事業」～ 日常的な社会福祉制度の利用や手続きについて、また高齢化していく保護者や家族の生活についての相談・支援を行います。
 ②「成年後見法人後見事業」～ 法人として成年後見業務を行うほか、成年後見人となっている保護者への支援や審判申立の支援等を行います。
 事務所 青森県十和田市西四番町3番41号（小笠原みゆき方）

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

本法人は、青森県重症心身障害児(者)を守る会（以下、守る会という。）を母体として設立に至りました。守る会は重症心身障害児・者の親の会として、全国組織を始め各都道府県に設置され、青森県でも平成8年に設立されました。会員数は正会員約180名、賛助会員約60名で、重い障害をもつ人々とも共生できる社会を目指して活動しています。

県内には重症の心身障害を持つ方々が300人以上いると推測され、その保護者等も含めると1000人程度の利用対象者がいると思われます。

平成12年度から成年後見制度が施行されたことで、成人した多くの重症心身障害者は被成年後見人に位置づけられ、多くは保護者が成年後見人に選任されています。

しかし、長年にわたり保護者として関わってきた親としての思いからの行為と、法的立場の成年後見人の責務とは異なるものがあり、また、書類作成や金銭管理が苦手な保護者も少なくありません。そのため、理解が不十分なままで金銭管理上の問題を指摘されるなど、とまどいを抱いている保護者が少なくない現状があり、親族後見人から弁護士等の第三者後見人に選任替えとなる事例も散見されます。

これらのことから、守る会を母体とする本法人が「法人後見業務」を行うことで、保護者の思いを共有し、それぞれの役割を適正に遂行することで、重い障害をもつ方の権利の擁護と生活の質の向上に寄与できるものと考えています。

また、「法人後見業務」のほかに、成年後見人となっている保護者への支援や審判申立の支援、日常的な社会福祉制度の利用や手続きについて、また高齢化していく保護者や家族の生活に関する相談支援を行うこととしています。

2 申請に至るまでの経過

平成 12 年 4 月	成年後見制度が施行され、全国の守る会においても制度の利用をめぐって話し合いが行われた
平成 21 年 4 月	全国に先駆けて岡山県守る会がNPO法人を設立し、法人後見事業を開始
平成 24 年 11 月	成年後見制度をめぐり課題が顕在化してきたことを受け、青森県守る会においても成年後見研修会を開催
平成 25 年 5 月	青森県守る会第 1 回理事会においてNPO法人設立について検討
平成 25 年 6 月	設立準備会議を開催し、NPO法人会員募集開始
平成 25 年 7 月	設立総会開催

成年後見制度利用の動向

(最高裁判所 成年後見関係事件の概況から)

成年後見制度は、2000 年（平成 12 年）4 月から施行されました。

そのことによって、重症心身障害者の施設入所契約や財産管理などは、これまでの保護者等に委ねられていたものが法的な権限のある成年後見人等に移行することになりました。

		2011年	2013年	2015年
年間申立件数 (件)		31,402	34,548	34,782
申立人	親族等 (%)	86.1	82.8	79.8
	第三者 (%)	13.9	17.2	20.2
成年後見人	親族等 (%)	55.6	42.2	29.9
	第三者 (%)	44.4	57.8	70.1
利用者総数 (人)		153,314	176,564	191,335

成年後見制度の申立件数は、ここ数年は年間 3 万件代で推移し、利用者の年齢別では 65 歳以上の高齢者が約 79%を占めています。利用者総数は、2015 年で 19 万人を超え、高齢化の進展から今後も利用者の増加が見込まれます。

2015 年（平成 27 年）の状況から

申立人と本人の関係は、子が最も多く約 30.2%を占め、次いで市区町村長（約 17.3%）、兄弟姉妹（約 13.7%）の順になっています。傾向としては、子、兄弟姉妹を含む親族が徐々に減少し、第三者のうちでも特に市区町村長による申立てが増加してきています。

成年後見人等と本人との関係については、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が、約 29.9%と、急激に減少してきています。それに対し、親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたのは、約 70.1%であり大幅に増加しています。第三者後見人等の中では、弁護士が 22.9%、司法書士が 27.0%、社会福祉士が 10.7%と、上位を占めています。

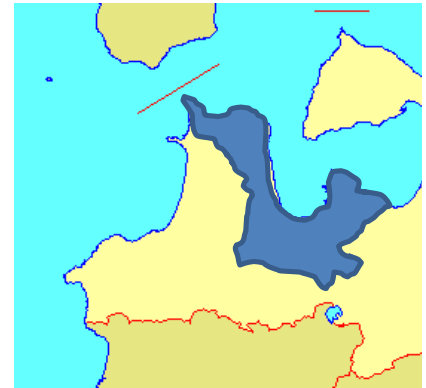
今後もしばらくはこれらの傾向が続くと思われます。成年後見制度がより良い制度として活用されるよう、利用する側として取り組んでいくことが大切だと思います。

分会紹介

(会員数は2016年4月現在)

中央分会 (青森市、東津軽郡)

- 国立病院機構青森病院 23名
- あすなろ療育福祉センター 4名
- 在宅 17名
- 賛助会員 24名

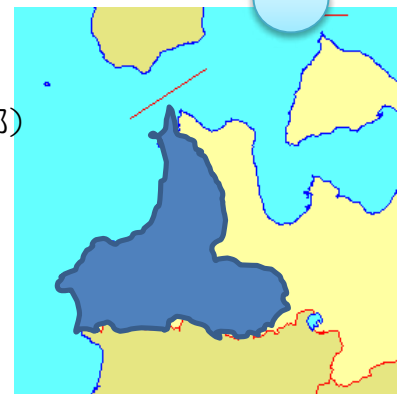


分会の仲間と学習会や茶話会を行っています。

シーティングや福祉制度など身近でタイムリーな話題をとり上げ、情報交換や交流をしています。

西分会 (弘前市、黒石市、平川市、五所川原市、つがる市、南津軽郡、北津軽郡、西津軽郡)

- 国立病院機構青森病院 46名
- さわらび療育福祉センター 11名
- 在宅 10名
- 賛助会員 37名

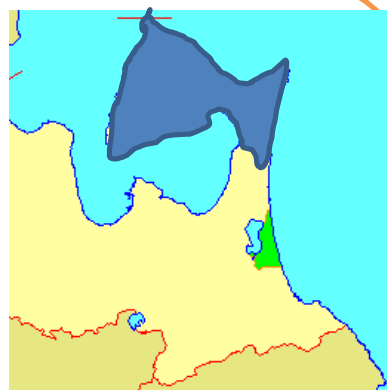


学習会、茶話会を行っています。会員だけでなく、弘前第二養護学校の保護者にも声をかけて、参加を呼びかけています。

～ 仲間とともに、地域に根ざした活動をめざして…～

北分会（むつ市、下北郡）

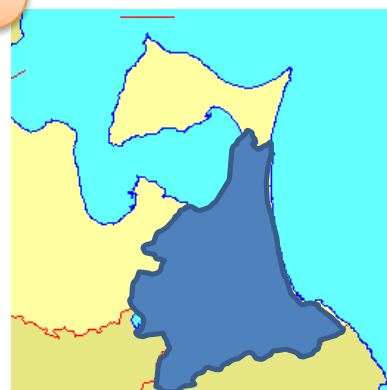
- 在宅6名
- 賛助会員6名



明るく楽しく、人のつながりを大切にした分会活動を行っています。研修会や茶話会を通して、他地区の方々との交流も積極的に進めています。

東分会（八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡、上北郡）

- 国立病院機構八戸病院 46名
- はまなす医療療育センター 2名
- 在宅 13名
- 賛助会員 19名



国立病院と在宅の会員が力を合わせて活動しています。毎年、茶話会や学習会、懇親会などを和気あいあいと行っています。

現在の定例の理事会では、連れてきた子どもたちをヘルパーさんに見てもらうことができます。今では当たり前になったことでも、ちょっと前までできなかったことが多くあります。子どもが養護学校を卒業したり、福祉制度が変わったりしたこの10年間に変わったことについて、理事のつづきをまとめてみました。

高等部卒業

- 「かつては、養護学校を卒業すると、「在宅」か「施設」か、という選択しかなかったよね。」
- 「でも、学校に通っていたように、卒業後も同じような生活リズムで過ごしたい。」
- 「昔は、役所に聞きに行っても、重症児・者の利用できるところはないと門前払いだった。親が直接施設を訪問して相談しても、利用はできなかった。」
- 「高等部在学中に、教師と一緒に看護師のいる知的や高齢者の施設を見学に行くことで、受け入れてもらえるかもしれないと気が楽になった。」
- 「教師と一緒に看護師のいるところに行って、親の思いを伝えることができた。その結果、卒業後に行ける場所が広がった。」
- 「(子どものことをよく知っている) 教員と一緒に、進路の相談に行けるといいね。」
- 「今でも、医療的ケアが必要かどうかで施設の対応は違う。医ケアがなければ利用できるところが増えてきたと思う。」
- 「仕事ができるようになった人もいるね。」

地域格差

- 「十和田市はデイサービスが3ヶ所あり、一人の利用者が同じ場所を使える。」
- 「青森市、八戸市は、同じところは使えないので、複数掛け持ちで利用している人が多い。」
- 「複数の施設を組み合わせて利用するのは、子どもが慣れるまで大変かもしれないね。」
- 「高齢者の施設だったら、看護師もいるから、胃ろうの子たちも使えないかなあ。」
- 「県内のどこに暮らしていても、ショートステイが使える場所があるといいよね。」
- 「施設の整備が遅れている下北の人たちなどの声を大切にして、応援していきたいね。」

養護学校を卒業しても地域で暮らしたい。卒業後も同じように出かけるところがほしい。そこで、入浴、リハビリ、いろいろな体験をする、人とふれあう…という希望が少しずつかなうようになりました。でも、利用が限られていて複数使ったり、地域格差があったり、医療的ケアの対応など課題があります。

ヘルパー

「入院時コミュニケーション支援ができるようになったね。」

「ディサービスの利用時、ぎっくり腰で動けなくなったことがある。利用しているディサービスで、ヘルパー事業もやっているのだから、食事介助などヘルパーを一週間利用できた。いつも見ている人がヘルパーとして来てくれたので、安心して利用できた。」

「家族支援は大切だね。ぎっくり腰は歩けても、トイレも大変だから。」

「福島県では、24時間呼吸器をつけている方で、さらに胃ろう・気管切開の方でも、家に来てくれて支援ができていてくれる方がいるらしい。夜中でも、オムツ交換に来るヘルパーがいるそうよ。」

「ヘルパーは、最初は自宅だけだったけど、今はどこでもOKになった。」

相談支援

「在宅で利用している施設では、利用者の親が集まって一緒に相談ができるようになった。お互いの様子を知ることができ、とてもいい！」

「でも、それは相談支援員の裁量だから、全ての利用者や保護者が集まるとは限らない。」

「そういう機会を設定しても、なかなか保護者に来てもらえない施設もあるようだよ。」

「施設入所しているけど、保護者、施設、市町村で個別支援を話し合いたい。支援員は利用していない事業所の方で、計画書は利用施設が作成し、支援員はさらに充実できるように他の例を伝える。」

「支援員は利用している事業所でなくてよい。公正にアドバイスを受けることができる。相談支援はトラブルがなくても変える事ができることを知っておいた方がいい。」

施設

「入所施設は、増床してもすぐ満床になったみたい。」

「満床だと、何かあったときに利用できるかどうか…。」

「医療型から福祉型へ転換した施設は、生活の場面をみると、いいところがいっぱいある。」

「でも、医療面で不安が残る。」

「特に食事ができなくなったとき、入院すると経管栄養や胃ろうをすすめられる。」

「でも、施設にもどることができなくなる。それで、入院が長引いてしまった。」

「食事は大事だよ。学校にいるときから食事の形態についてずいぶん言われてきた。」

「食事は介助する人可以できるかできないかだけでなく、介助を受ける子どもたちの体調も大きく関係する。」

「Aさんは在宅から入所になったけど、同じ敷地の中に、通所しているそうよ。」

福祉制度が変わる、施設が変わる中で、子どもたちは成長し、保護者もまた年齢を重ねています。環境を変えることは、保護者にとっても大きな決断です。節目節目でサービスの利用が増え、在宅から入所、入所施設の変更など考えられます。様々な情報を活用して、時には行政に働きかけ、子どもたちの生活が充実するように各機関と連携を深めたいと思います。

編集後記

青森県重症心身障害児(者)を守る会の設立 20 周年に当たり、ここに小史を上程することができました。昨年度から編集会議と作業を重ねるなかで、2016 年 6 月に行われた全国大会の記録も、今回の記念誌に掲載することになりました。その結果、発刊が大幅に遅れましたことをお詫び申し上げます。

日頃から大変お世話をいただき、ご多忙にもかかわらず祝辞のご執筆を賜りました諸先生方、そして、ご協力をいただきました関係者の皆さまに御礼申し上げます。また、編集に当たり、50 周年を迎えた全国守る会や先輩支部にもご助言をいただきました。誠にありがとうございました。

会の歴史をこのように形にしてみますと、その時々を必死で歩んできた道のりが思い出され、感慨深いものがあります。また、20 年の活動の節目として、念願の全国大会を青森県で開催でき、成功裏に終えることができましたことは、私たちの何よりの喜びとなりました。

青森県守る会のこれからの活動が、さらに 50 周年に向けて引き継がれ、地域社会に根差した活動として発展していくことを願ってやみません。これからも「ともに」歩みましょう。

2016 年（平成 28 年）8 月発行

設立 20 周年記念誌作成委員会

委員長 谷川 幸子	委員 山田 寿嗣
委員 中村 真理子	委員 工藤 寛一
委員 平山 富美子	委員 中川原 三枝子
委員 阿部 直俊	委員 田村 千代子
委員 村川 圭亮	委員 藤田 うめ子
委員 小笠原 みゆき	委員 赤平 光定

◆連絡先

青森県重症心身障害児（者）を守る会

〒034-0081 青森県十和田市西十三番町 5 6 - 2 2

☎ 080-1813-5018 事務局 赤平



青森県重症心身障害児（者）を守る会